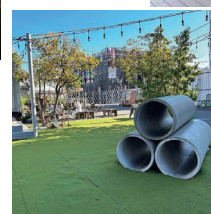
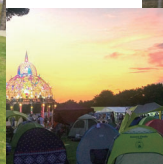
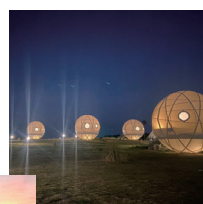
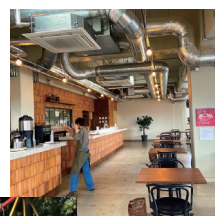
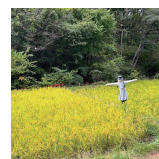
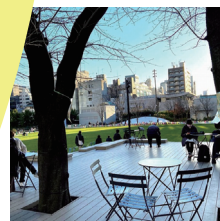


使われ活きる公園 実践のヒント

都市公園の 柔軟な利活用に向けた 実践事例集

令和6年3月
国土交通省都市局
公園緑地・景観課



はじめに

- 少子高齢化や人口減少、社会資本の老朽化の進行、財政面・人材面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等、社会全体が様々な課題や変化に直面する中で、都市の貴重な環境基盤である緑とオープンスペースも同様に多くの課題に直面しています。特に公園については、時代の変化や多様化するニーズに対して、十分にそのポテンシャルを活かしきっていないことが課題として挙げられています。平成29（2017）年の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）等により、多様な主体の連携により公園のハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進んでいるものの、より柔軟に公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題が残されたままであると指摘されています。
- 国土交通省ではこうした背景を踏まえ、令和3年度から4年度にかけて「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置・開催し、令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会 提言」をとりまとめ・公表しました。本提言では「都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」を基本的な考え方に据え、従来の都市公園の整理・管理運営から、「都市アセットとしての利活用」、「画一からの脱却」、「多様なステークホルダーの参画」の3つの変革が求められることを示しています。
- また同提言では、「使われ活きる公園」の実現に向け、「新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする」、「しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる」、「管理運営の 担い手 を広げ・つなぎ・育てる」の3つの戦略に基づく6つの取組に加え、横断的方策としての公園DXと合わせて7つの取組に注力し、政策の実行を加速すべきであるとされたところです。
- 本冊子は、「新たな時代に向けた重点戦略」の実現に向けて、現場経験者の声、詳細な調整経緯・手法、今後の課題・展望など、各主体にとってニーズの高い情報について調査を行い、「都市公園の柔軟な利活用」の実現に資するポイントを抽出・整理するとともに、注目すべき点がある事例を集め、その知見を展開することを目的に作成したものです。

目 次

はじめに

1. 都市公園の新時代とは

A 使われ活きる公園	1
B 都市公園の柔軟な利活用の観点	2

2. 実践事例

A 市民団体による公園利用の創造と継続 (八王子市)	7
B 中間支援組織が活躍する公園 (西東京市)	14
C 管理運営の試行がリニューアルに反映 (神戸市)	21
D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組 (京都市)	28
E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり (東京都世田谷区)	35

3. 実践者たちが本音で語る

「使われ活きる公園」とは？

オンラインセミナー「都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」より

A 開催概要	41
B 都市公園等を柔軟に使いこなす実践者たちに聞く	43
C トークセッションの記録	57



1. 都市公園の新時代とは

1. 都市公園の新時代とは



A 使われ活きる公園

1. 都市公園の新時代とは

A 使われ活きる公園

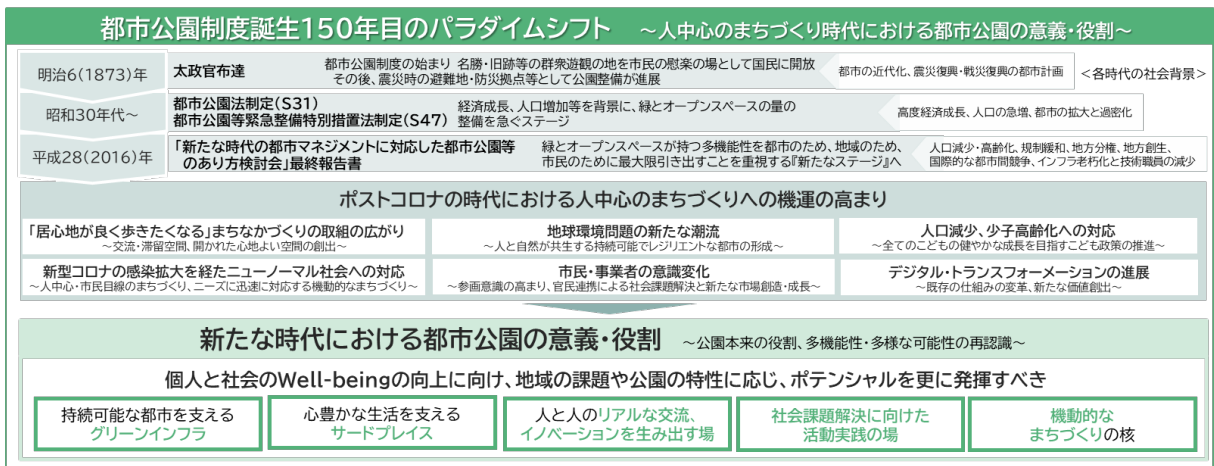
今、公園は、ポストコロナの新たな時代において、人中心のまちづくりの中で、そのポテンシャルを最大限発揮することが求められています。

Park-PFI の創設等を契機に、収益性の高い施設が立地しやすい公園を中心として、その整備に民間活力を導入する取組は広がってきています。今後は、これに止まらず、身近にある小規模な公園も含め、多様な主体との連携を一層進め、利用効果を超えて、公園の存在効果、地域への波及効果も含めて、そのポテンシャルを活かす必要があります。

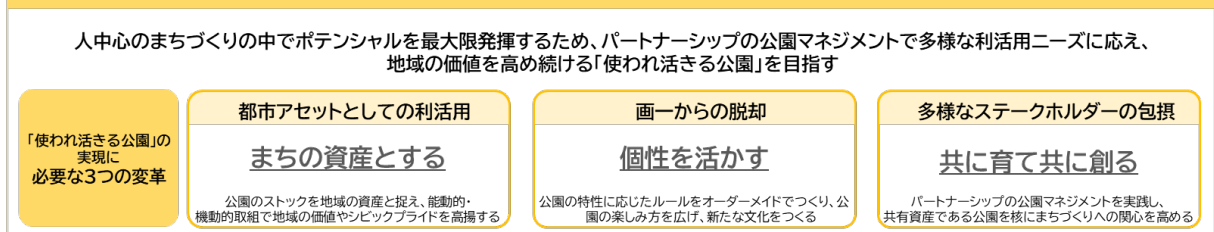
なかでも、新たな時代の公園では、人中心のまちづくりの中で、ポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「**使われ活きる公園**」を目指すべきです。

「使われ活きる公園」の実現に向けては、従来の都市公園の整備・管理運営から、「都市アセットとしての利活用」、「画一からの脱却」、「多様なステークホルダーの参画」の3つの変革が求められます。

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言（概要）



都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～



(引用：国土交通省都市局(2023)「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言(概要)」)

1. 都市公園の新時代とは

B 都市公園の 柔軟な利活用の観点

B 都市公園の柔軟な利活用の観点

○着目する観点

本冊子では、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言 (R4.10)」で示された「新たな時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～」のうち、重点戦略「しなやかに使いこなす 仕組みをととのえる」及び「管理運営の 担い手 を広げ・つなぎ・育てる」に関連する以下の4つの取組について着目します。

新たな時代に向けた重点戦略 ～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】

新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

- ①グリーンインフラとしての保全・利活用
- ②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

重点戦略【2】

しなやかに使いこなす仕組みを整える

- ③利用ルールの弾力化
- ④社会実験の場としての利活用

重点戦略【3】

管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

- ⑤担い手の拡大と共創
- ⑥自主性・自律性の向上

当事例集では、
重点戦略【2】、【3】③～⑥の
4つの取組に着目

横断的方策としての公園DX

- ⑦デジタル技術とデータの利活用

○各観点について

利用ルールの弾力化（重点戦略：しなやかに使いこなす 仕組みをととのえる）

公園の利用ルールは、都市公園条例や規則等に基づき、各公園管理者において設定されるものです。しかし、公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるような方策が必要です。具体的には、設置や管理の根拠となる条例等が一つだからといって管理する公園すべての利用ルールを一括りに定めるのではなく、その特性等に応じて弾力化を図ることが重要です。

なお、弾力的な利用ルールの設定を進めるうえでは、公園は自由利用が原則の公共空間であり、地域の共有資産としての利用が求められることや、その理解の浸透のため、公園の利活用を促進するメッセージの発信等にも努めて取り組むことが重要であること等に留意する必要があります。

例えば、千葉県船橋市では、中学生からの提案を受け、有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を設置し、ボール遊びの試行と検証を経て、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、2019年度から本格実施しています。

ボール遊びのできる公園の検討

千葉県
船橋市

- 2014年度に市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という提案を受け、2015年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- 2016年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、2019年度から本格実施。

背景・経緯

2014年度	「こども未来会議室」において中学生から市長へ「ボール遊びのできる公園をつくる」ことを提案
2015年度	「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」設置 試行事業実施を提言
2016～ 2018年度	5公園でボール遊び試行 近隣住民や中学生へのアンケート調査実施
2019年度 ～	試行事業の結果を基にボール遊びが可能な公園を 抽出し、本格運用を開始

取組内容

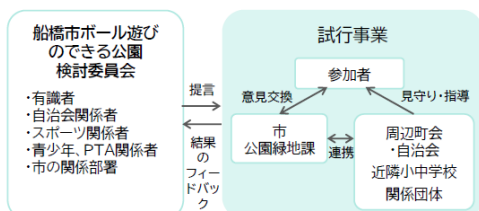
【試行事業】

- 公園の形、広さ、施設の状況等が異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査し、下記の事項を検証

【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因（年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法）
- 公園に合ったルール設定（ボールや遊びの種類、利用方法）
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

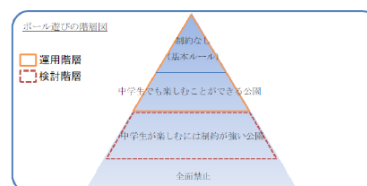
関係主体、実施体制



国土交通省

【運用】

- 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を階層に分けて抽出（右の図の「運用段階」の公園）
- 可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定
- ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用



出典：「公園でのボール遊び事業平成30年度実施報告書」

（引用：国土交通省都市局「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】」）

実験的な利活用の推進（重点戦略：しなやかに使いこなす 仕組みをととのえる）

公園の利活用の一つとして、社会実験などにより地域の変化するニーズへの対応を試行的に実施し、公園の利活用の可能性を探っていくような取組が考えられます。

このような取組は、エリアマネジメント活動への発展により、公園を核としたまちづくりへの展開につながることが期待されるものであり、まちの実験場ともいえる公園の利活用です。このため、多様な利活用のニーズに素早く対応して公園を有効かつ柔軟に活用する社会実験等の取組について、事例や成果を共有し、普及を図ることが必要です。

例えば、横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設しました。公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に制度運用を試行した後、2022 度から本格実施しています。

公募型行為許可

横浜市

- 横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設。
- 2020年度～2021年度に、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に、実施事業者公募により制度運用を試行した後、2022年度から本格実施。

背景・経緯

- | | |
|-------------|--|
| 2019年度 | 新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を策定 |
| 2020～2021年度 | 具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度の創設に向けて、「都心臨海部の公園での健康づくり」をテーマに試行 |
| 2022年度 | 本格実施 |

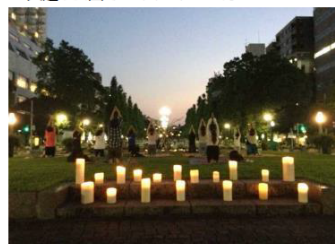
■山下公園の芝生を活かしたヨガ



緩和した基準の内容

- | | |
|----------------|---|
| ① 行為許可申請者の要件緩和 | ・民間事業者等が単独で行為許可申請できるよう要件を緩和。
・これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を行為内容に要求。（※）
※ ①主たるイベントの内容がヨガ等であること、②公園の魅力アップに資する取組が提案されていること、③公園周辺地域の魅力や賑わい向上に資する取組が提案されていること、④一般募集とすること |
| ② 行為回数の制限緩和 | ・行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催 |

■大通り公園でのキャンドルヨガ



国土交通省

出典：横浜市「都心臨海部の公園での健康づくり（公募型行為許可の試行実施）」

2

（引用：国土交通省都市局「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】」）

担い手の拡大と共創（重点戦略：管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる）

公園の特性、地域の実情、求められる管理運営の内容等に応じて、多様な管理運営体制、役割分担等により官民連携を進めていくことが、公園のポテンシャルの発揮につながると考えられます。

その際、公園管理者と管理運営の担い手の双方が、対話を通じて公園の質の向上を実現する「共創」の考え方をベースに、一つの公園を作り上げるパートナーという認識で取組を進めることが重要です。「共創」は、公園の管理運営に限るものでなく、施設の整備や改修なども含めてシームレスに役割を分担する必要があります。

公園管理者においては、如何に公園を利活用し、そのポテンシャルを役立てるかの観点から、行政内部において職員のスキル・能力の向上、人材育成を図ることが重要です。さらに、地域のニーズ、市民のやりたいことを丁寧に拾い集め、公園をフィールドとしてその実現に向けた活動をコーディネートしていく中間支援組織との連携や、そういった団体の育成により、公園の利活用を進め、公園をハブに地域の価値を高めていく取組も重要です。

東京都江戸川区の「みんなのこうえんプロジェクト」は、区民が主体となって公園を利活用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組です。**公園の利活用を区民が企画・提案、実施**することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援しています。

ゲストからキャストへ 「みんなのこうえんプロジェクト」

東京都
江戸川区

- みんなのこうえんプロジェクトは、地域の身近な公園を「地域の庭」として愛着を持ち、区民が主体となって公園を利活用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組。
- 地域の身近な公園での利活用を区民が企画・提案、実施することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援。

事業の進め方

区から区民に「みんなのこうえん」の
目的を説明

「公園でやりたいこと」の話し合いを実施

区民が主体となり「公園を愛する会」を結成

区が初期の活動を支援

「みんなのこうえん」で活動を展開

想定される活動例(区パンフレット、HPより)

防災訓練

プレーパーク

青空ヨガ教室

花の名所づくり

地域保育

落ち葉の堆肥化、
リサイクル

取組内容

【小岩パークカフェ】

- ・ プロジェクト第一弾として、小岩公園でできたらいいな！と思う夢やアイデアをみんなでワイワイ語る「公園ワークショップ」の他、地域の飲食店による「パークカフェ」や、公園内の樹木をめぐる「グリーンアドベンチャー」、「防災かまどベンチ」を活用した焼きマシュマロ体験などのイベントを実施。



小岩パークカフェイベントパンフレット

出典：NPO birth ホームページ「小岩公園で「Koiba Park Cafe」を開催しました！」

【プレーリーダー】

- ・ 外遊びの機会を創出し、子どもたちの運動能力を向上させようと、江戸川区は、子どもたちに遊び方を教える指導員「プレーリーダー」を区内6か所のモデル公園に配置。
- ・ 子どもたちや子育て世代同士の新たな交流の場づくりを行った。



公園へのプレーリーダーの派遣

出典：江戸川区「みんなのこうえん」

自主性・自律性の向上（重点戦略：管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる）

官民連携による柔軟な管理運営を継続的・持続的に進めていくためには、パブリックマインドを有する担い手が自主的、自律的な活動により収益を上げ、これを管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくりが必要です。

特に、公園の整備・管理運営を民間事業者積極的に開放し、収益を公園に還元する仕組みが広がり、一定の成果を上げていることを踏まえれば、公園内でのイベントや広告物設置等の収益事業は避けるべきものではありません。公園の質の向上に寄与するものとして前向きにとらえる方向での取組を一層推進することが、今後の公園を支えるうえで重要です。

例えば、東京都豊島区の南池袋公園では、公園のリニューアルを機に、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」を設立。園内のカフェレストランの売上の一部を会の活動財源に充て、公園の更なる魅力向上につながる活動を実施しています。

公園施設の収益還元

東京都
豊島区
南池袋公園

- 南池袋公園では、2016年の公園リニューアルを機に、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」を設立。
- 園内のカフェレストランの売上の一部を会の活動財源に充て、公園の更なる魅力向上につながる活動を実施。

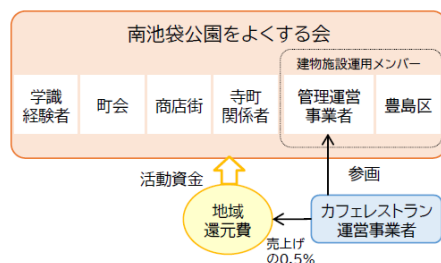
背景・経緯

- 公園地下への変電所整備のため2009年から閉鎖されていた南池袋公園の再整備に当たり、地元住民の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を行うための制度設計、運営組織を検討。
- 意見聴取を行った地権者、地元の関係団体等を中心に「南池袋公園をよくする会」を発足。

取組内容

- 「南池袋公園をよくする会」は、公園の運営について、地域と区が協働し、良好な空間の保全と、健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図る
- 公園内のカフェレストラン運営事業者と区が結ぶ協定に基づき、売上げの0.5%を地域還元費として、南池袋公園をよくする会に納入。
- 地域還元費は、公園内の芝生の育成管理支援活動、公園及び周辺の環境美化活動等、南池袋公園をよくする会の運営資金として活用。

関係主体、実施体制



出典：豊島区ホームページ 3



2. 実践事例

3. 実践事例

A 市民団体による 公園利用の創造と継続 (八王子市)

A 市民団体による公園利用の創造と継続（八王子市）

取組の概要

八王子市では、市民団体を都市公園の指定管理者とする取り組みを先駆けて実施し、柔軟な公園利用に対する市民の要望を反映させてきた。市民団体は、1公園の管理から地域内にある複数公園の管理まで担うようになった。



長池公園（引用：フュージョン長池 HP）
<http://home.pompoco.or.jp/>



せせらぎ緑道

対象公園

長池公園を始めとする八王子市東由木地区公園グループ（81公園）

公園種別

街区公園 45 箇所、近隣公園 7 箇所、総合公園 1 箇所、都市緑地 28 箇所

所在地

東京都八王子市東由木地区

公園管理者

八王子市指定管理者（ひとまちみどり由木）



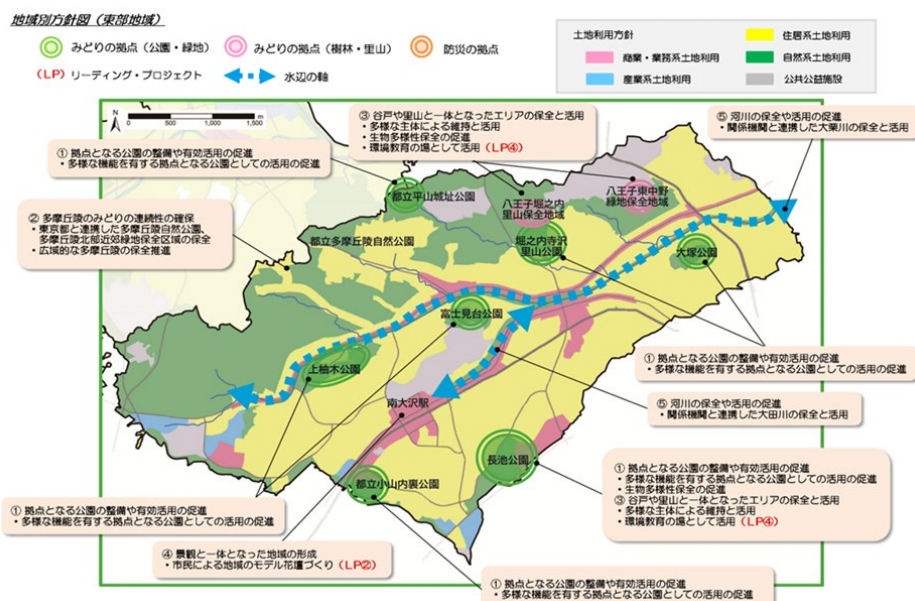
左：東由木地区公園グループの指定管理公園範囲図 / 右：八王子市位置図
国土地理院 地理院地図を加工して作成

市の状況

- ・八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haである。地形はおおむね盆地状で、西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なり、山地からは複数の丘陵が東に伸びている。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する、八王子市特有の環境を形成している。
- ・町田市、多摩市、日野市、昭島市、福生市、あきる野市、西多摩郡檜原村 神奈川県相模原市が隣接する。人口は561,457人である。(令和4年3月時点)
- ・八王子市内にある多摩ニュータウンは、1960年代から大規模な住宅開発が行われた地域である。この開発によって、多摩丘陵の豊かな自然やそこに培われてきた里山の暮らしは大きく変化した。
- ・八王子市東部地域は、かつて由木村と呼ばれ、1964年に八王子市と合併した。1975年から多摩ニュータウン開発が始まり、9割が多摩ニュータウンの開発地域に含まれる。開発前から居住する住民と開発後に入居した住民で構成される。

公園の状況

- ・2023(令和5年)3月時点で、市内には814箇所の都市公園が整備されている。都市公園の総面積は692.57haで、市民1人当たりの公園面積は12.68m²である。(国土交通省：都市公園データベース)
- ・地域の中心的な公園である長池公園は、多摩ニュータウン西部地域において、最も大規模に多摩丘陵の原地形が保全された総合公園である。農業用のため池としての役割を担っていた「長池」と「築池」を中心に配し、これらを取り囲むように小川や湿地、広大な雑木林が残された、面積約20haの自然保全型公園である。環境省が位置づける「生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)」に、2015(平成27)年に指定されている。
- ・現存する都市公園のうち約4割が1989(平成元)年度から1998(平成10)年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められる。
- ・ニュータウン開発の際に保全されたみどりや、整備された公園を多く有することから、継続的な管理とさらなる有効活用が必要である。



出典：八王子しみどりの基本計画 地域別の方針(東部地域)

A 市民団体による公園利用の創造と継続（八王子市） 取組推進の経緯

第一期：1995 年～ 住民のボランティア活動がはじまる

- ・1995 年から多摩ニュータウンの住民がボランティアで地域内の公園等を場とした活動を開始した。
- ・ニュータウンの住民が見附ヶ丘連絡協議会という近接する 6 団地の連携をつくり、祭りを開催した。

第二期：1999 年～ NPO 団体が設立し、市の施設の管理業務を受託

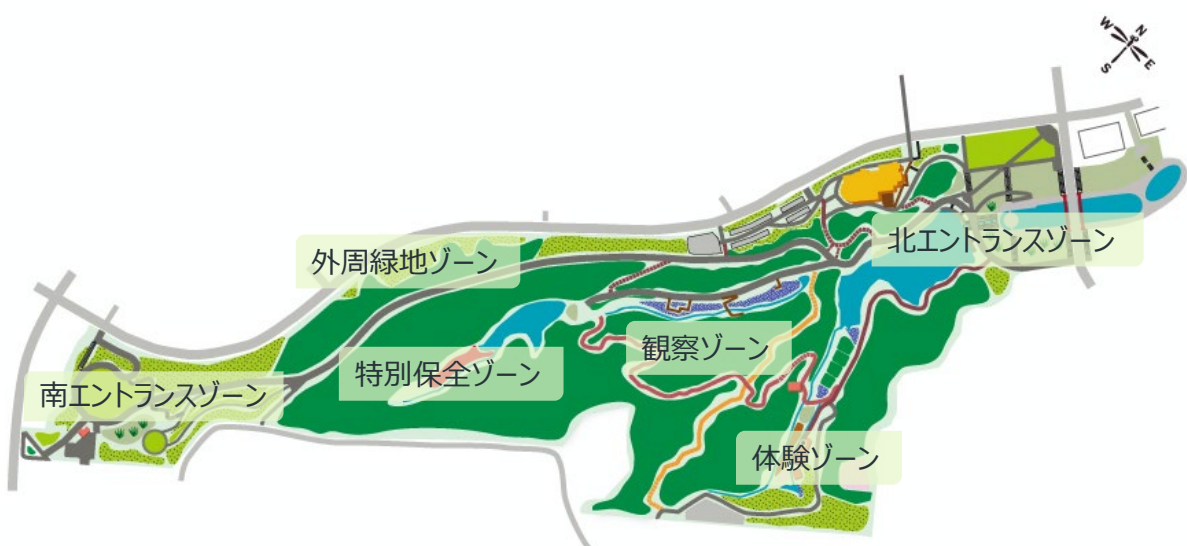
- ・1999 年に、ニュータウンの住民が中心となった団体「特定非営利活動法人 NPO フュージョン長池」（以下、「NPO フュージョン長池」とする）が設立した。
- ・2001 年に、長池公園内に設置された施設の「長池自然館」の管理運営業務を NPO フュージョン長池が八王子市から受託した。

第三期：2006 年～ NPO 団体が都市公園の指定管理者の一員となる

- ・2006 年に、八王子市が長池公園の管理運営に指定管理者制度を導入することになり、NPO フュージョン長池を含む共同体組織（フュージョン長池公園）が指定管理者業務を受託した。

第四期：2014 年～ NPO 団体が複数の小規模都市公園も含めた指定管理者となる

- ・2014 年に、八王子市の東部地区にある都市公園 152 箇所の管理について指定管理者制度が導入され、NPO フュージョン長池を含む共同体組織（スマートパークス由木）が市から指定管理者業務を受託した。
- ・2017 年に、NPO フュージョン長池を含む共同体組織（ひとまちみどり由木）が八王子市東由木地区にある都市公園 81 箇所の指定管理者に指定された。

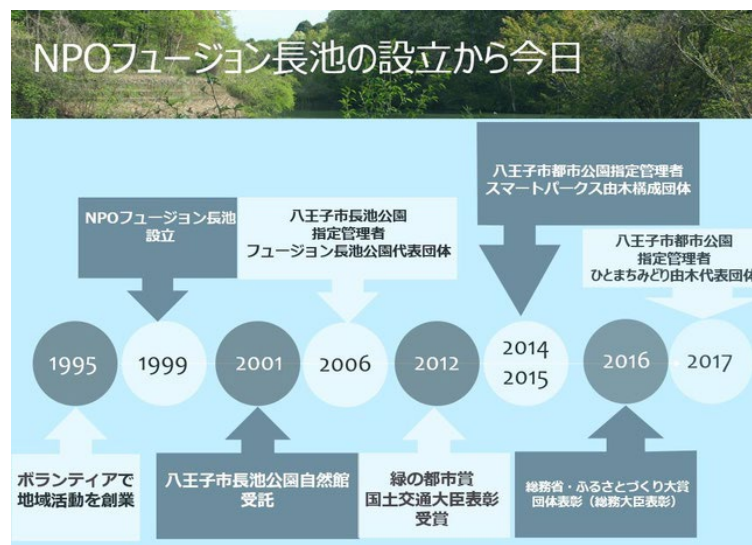


長池公園平面図（6つのゾーンに分かれている）

（引用：富永一夫（2023）「都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」発表資料）

A 市民団体による公園利用の創造と継続（八王子市） 取組のプロセス

1975 年	多摩ニュータウンの建設が開始
1995 年	多摩ニュータウンの住民がボランティアで地域内の公園等を場とした活動を開始
1999 年	NPO フュージョン長池が設立
2000 年	長池公園が開園
2001 年	体験学習施設・長池公園自然館（長池ネイチャーセンター）が竣工し開館 NPO フュージョン長池が長池公園自然館の管理運営を委託 →ターニングポイント①
2003 年	地方自治法の一部改正で指定管理者制度が施行
2004 年	都立小山内裏公園に指定管理者制度を導入（都立公園で初）
2006 年	長池公園に指定管理制度を導入 NPO フュージョン長池を含む共同体組織（フュージョン長池公園）が市から指定管理者業務を受託
2012 年	「八王子市指定管理者 フュージョン長池公園」の取組が「第 32 回 緑の都市賞」で国土交通大臣賞（緑の拠点づくり部門）を受賞
2014 年	八王子市内を 4 地区に分割した都市公園群を指定管理者が管理 →ターニングポイント② スマートパークス由木が東部地区公園の 2014～2016 年度（5 年間）の指定管理者
2017 年	八王子市内を 5 地区に分割した都市公園群を指定管理者が管理（1 期目） NPO フュージョン長池を含む共同体組織（ひとまちみどり由木）が東由木地区公園の 2017～2021 年度（5 年間）の指定管理者
2022 年	八王子市内 5 地区に分割した都市公園群を指定管理者が管理（2 期目） NPO フュージョン長池を含む共同体組織（ひとまちみどり由木）が東由木地区公園の 2022～2026 年度（5 年間）の指定管理者



指定管理者の設立から現在まで（引用：NPO フュージョン長池ホームページ）
<http://home.pompoco.or.jp/%e6%82%e8%a6%81/>

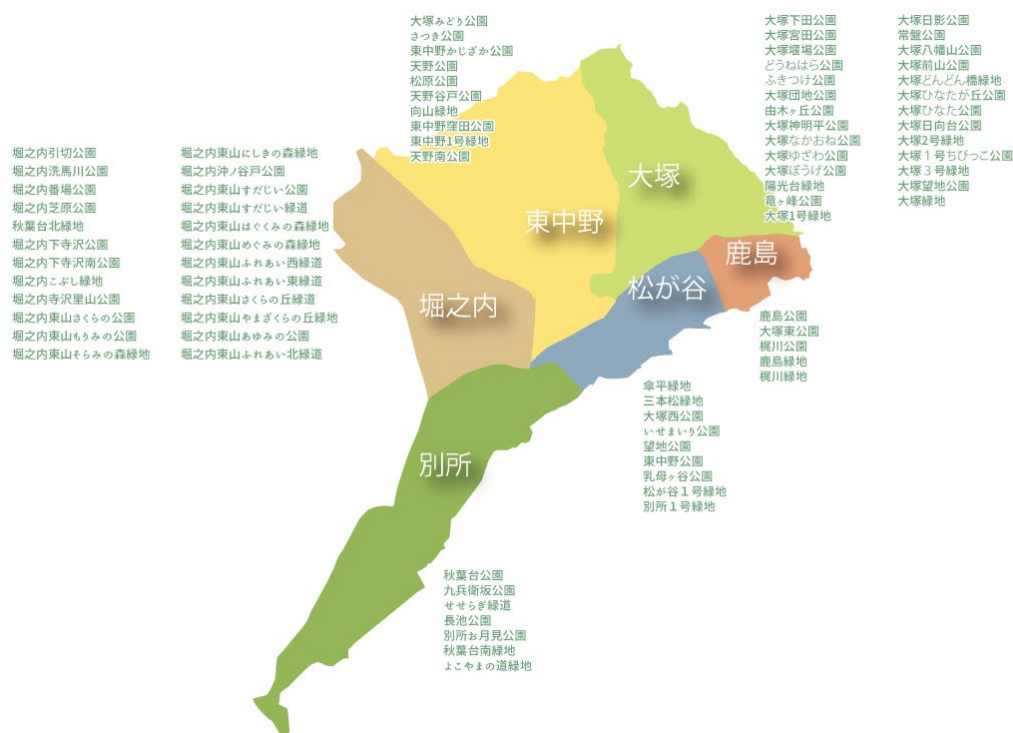
A 市民団体による公園利用の創造と継続（八王子市） ターニングポイント

ターニングポイント① 公園内施設の管理運営業務を NP0 団体に委託

- ・ NP0 団体がボランティア活動だけではなく、委託費の授受や契約が伴う市の事業に参画した。
- ・ NP0 団体が公園の指定管理者となるまでの「お試し」ができた。
- ・ 「お試し」の期間で、行政である八王子市と NP0 団体が、互いの違いと特性を理解して信頼関係を醸成できた。

ターニングポイント② NP0 団体が市内の公園群の指定管理者に

- ・ 八王子市では、市域をブロック化して公募を行い、民間事業者等を指定管理者に指定するという試みを、他の地方公共団体に先駆けて行った。
- ・ ブロック化により、街区公園や都市緑地等の小規模な都市公園も包括的に管理することが可能となった。
- ・ 多くの地方公共団体では、小規模公園を包括的に管理するには外郭団体に委託するケースが多いが、八王子市では、民間公募による指定管理者制度に付することを2014年以降順次進めている。
- ・ NP0 団体は、長池公園といった一箇所の公園の指定管理者から、小規模公園も含めた地域内の公園群の管理運営を受託する指定管理者となった。
- ・ NP0 団体であるフュージョン長池では、多数の小規模公園を管理するためのアプリ開発も行っている。



八王子市東由木地区公園グループ（81 箇所の公園・緑地）

（引用：富永一夫（2023）「都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」発表資料）

A 市民団体による公園利用の創造と継続（八王子市） 都市公園新時代の観点からみた工夫点

② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

利用者本位のサービス提供

- ・公園利用者が公園に求める本当の声を聴き出すため、指定管理者である NPO 団体は、日々の管理業務の中で利用者と接しながら生の声を聞き取れることを心がけていた。
- ・NPO 団体は、ニュータウンの住民組織が母体であり、居心地の良さを決めるのは、公園管理者ではなく公園利用者であるという考えのもと、公園利用者の声を自分事としてサービスに反映していた。

③ 利用ルールの弾力化

利用のグレーゾーンの適正化事例を蓄積する

- ・公園は公共財産なので、たくさんの「してはいけないこと」を示すより、「絶対にやってはいけないこと」だけ明確化していた。
- ・「絶対にやってはいけないこと」と「絶対にやってもよいこと」の間にある「利用のグレーゾーン」の適正化をはかり、利用ルールの弾力化や居心地のよい利用ルールづくり、弾力的な利用が提供できる工夫に努めていた。
- ・例えば、公園内の生物の採集は禁止事項であるが、溜池に繁殖した外来種のブラックバスやブルーギル駆除するため、親子魚釣り大会を開催した。その際に、外来種の駆除を前面に出すのではなく、地域の大学生に協力のもと、釣った後に腹を裂いてヤゴ等を食べていることを確認する等、環境教育のプログラムにした。

現場力を養う

- ・現場力を養うと、公園管理者や利用者等から提起される様々な課題を丸く収める工夫ができるようになるため、公園の地域の中での位置づけや環境をよく理解し、現場で適切に対応できる力「現場力」を重視していた。
- ・隣に保育園があり園児がよく遊びに来る小さな公園と、隣に高齢者施設があり、利用者は車いすが多い公園とでは、異なる現場での対応が必要であり、保育園児とその保護者に対する取り組みとして、「子育て世代のコミュニティづくり」等を実施した。

⑤ 担い手の拡大と共創

公園を必要とする人と連携する

- ・公園が置かれているロケーションの中で、その公園を必要としている人と連携していけば、公園に興味を持つ人も増え、公園の価値を分かってもらい、自ずと「担い手の拡大と共創」が実現するとの考えのもと、公園を遊び場とする地域の小学校や保育園、公園での活動で単位が取得できる大学等、公園を利用してくれそうな人たちに対し、公園を活用した連携方策を積極的に提案することで、組織単位で公園を活用する主体との連携を深めていった。
- ・「サタデーパークボランティア」や「里山保全隊」等のボランティア育成プログラムを実施することにより、みどりの守り手を育てる活動を行っている。



みどりの守り手を育てる活動



シニア世代による草刈り作業等の協力



子育て世代のコミュニティづくり

(引用：フュージョン長池 HP) <http://home.pompoco.or.jp/>

3. 実践事例

B 中間支援組織が活躍する公園 (西東京市)

B 中間支援組織が活躍する公園（西東京市）

取組の概要

西東京市では、指定管理者制度導入に伴い、「西東京いこいの森公園」を中心とする 54 公園を対象として包括的に指定管理者制度を導入した。指定管理者の公募要件に「市民協働担当の配置」と「自主事業実施」を設け、市民協働の実践と指定管理者による公園活性化を実現した。



マルシェ（ひばりが丘西けやき公園）
©NPO birth



市民とブランコの塗替え（住吉町第三公園）
©NPO birth

対象公園

西東京市の 54 公園（都市公園 14 箇所、都市公園以外の公園 40 箇所）

公園種別

街区公園 14 箇所

所在地

東京都西東京市

（西武池袋線ひばりヶ丘駅南側、西東京いこいの森公園を中心とする一定の区域）

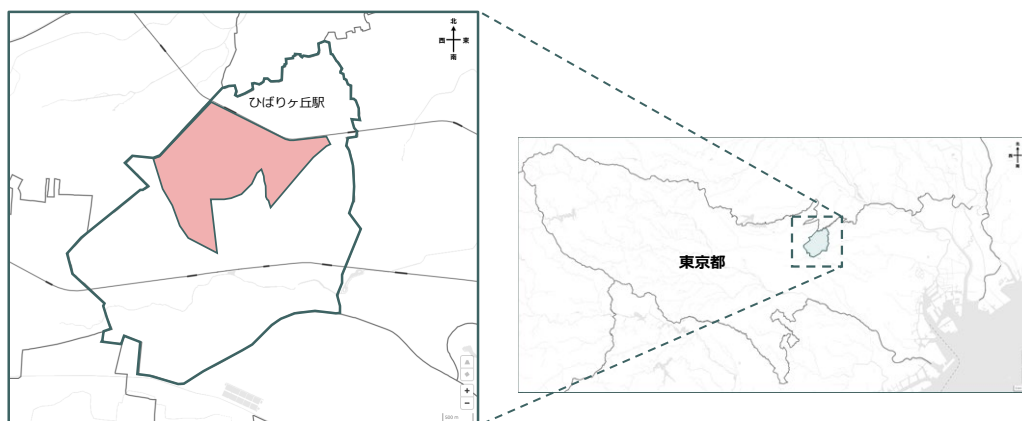
公園管理者

西東京市

指定管理者：西東京の公園・西武パートナーズ

代表企業：西武緑化管理株式会社

構成団体：特定非営利活動法人 NPO Birth、株式会社尾林造園



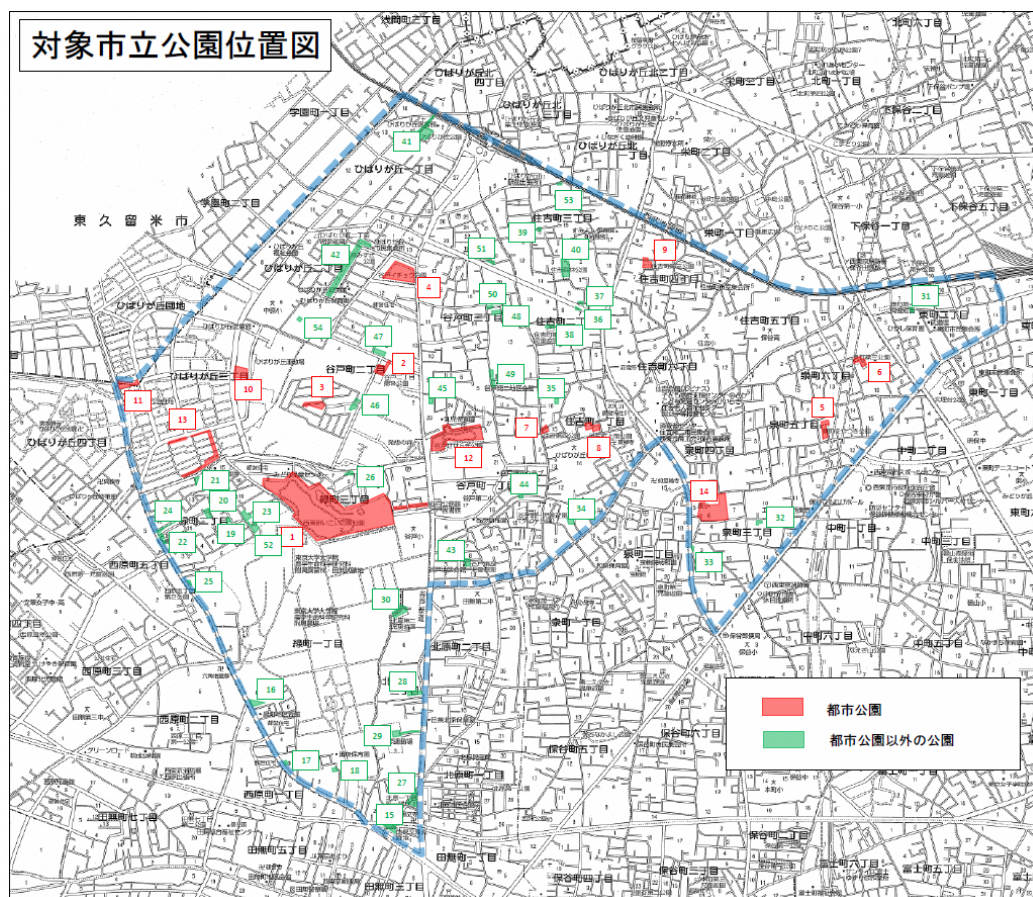
左：本事例における指定管理対象公園範囲図 / 右：西東京市位置図
国土地理院 地理院地図を加工して作成

市の状況

- ・西東京市は、2001（平成13）年1月21日に田無市と保谷市が合併して誕生した。人口は約20万人で、多摩地域5番目の人口規模を有する。（2024（令和6）年2月現在）
- ・西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央部に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市および小金井市、東は練馬区、西は小平市および東久留米市に接している。また、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、田柄川（石神井川支流）、南部に石神井川があり、それぞれ西部より東部に向かって流れている。
- ・都心から近い住宅都市であり、土地利用の大部分が住宅用地となっている。

公園の状況

- ・都市公園は2023（令和5）年4月時点で53箇所、都市公園以外の市立公園等は226箇所、合計279施設である。都市公園の総面積は約27.9haである。また、市民1人当たりの公園面積は1.90m²である。（出典：東京都都市公園等区市町村別面積・人口割率表 2023（令和5）年4月時点）
- ・面積別の公園数では7割以上が500m²未満の小さな公園である。市立公園の約4割が整備後30年以上経過しており（2023（令和5）年4月時点）、施設等の老朽化が懸念されている。（出典：西東京市 第2次みどりの基本計画）
- ・公園の指定管理者制度では、複数公園について包括的に指定管理者制度を導入している。



西東京市森公園及び周辺の市立公園（指定管理対象54箇所）位置図

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/koen/koenryokuchi_oshiras/siteikanrisha.html

令和6年7月時点

B 中間支援組織が活躍する公園（西東京市）

取組推進の経緯

第一期：2004 年～ 合併後、西東京市のみどりの基本計画策定

- ・ 2001 年 1 月に田無市と保谷市が合併して西東京市となった。
- ・ 2004 年に合併前の二市が「みどりの基本計画」を統合・再編して「西東京市みどりの基本計画」を策定した。
- ・ ①みどりの絶対量の確保、②みどりの適正な配置、③個性的なみどりの創出と活用、④市民参加によるみどりのまちづくりの推進を基本的な考え方とした。

第二期：2016 年～ 都市公園に指定管理者制度を導入

- ・ 都市公園の指定管理者制度は 2003 年から施行されているが、西東京市では 10 年以上経過した 2016 年度から初めて導入した。
- ・ 指定管理の対象は単独の公園ではなく、西東京いこいの森公園を中心とする一定の区域にある 50 公園（のちに 53 公園）を一括して公募した。
- ・ 指定期間は 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 5 年間であった。
- ・ 募集要項や仕様書を作成する際に、市民の要望を参考に、指定管理者募集では「市民協働担当」を配置することを条件としていた。
- ・ 募集要項では、従来から行っている市内の高齢者の雇用や福祉作業所との関係の尊重についても明記した。
- ・ 西東京市は、指定管理者制度導入に伴う公園条例の改正の段階から、市民の理解醸成と制度導入プロセスにおける市民協働の実践を目的として、業務開始前市民説明会や意見交換の機会を設けた。それらにより得られた要望等を盛り込み、公募のための募集要項や仕様書作成に取り組んだ。

第三期：2021 年～ 指定管理者の第二期

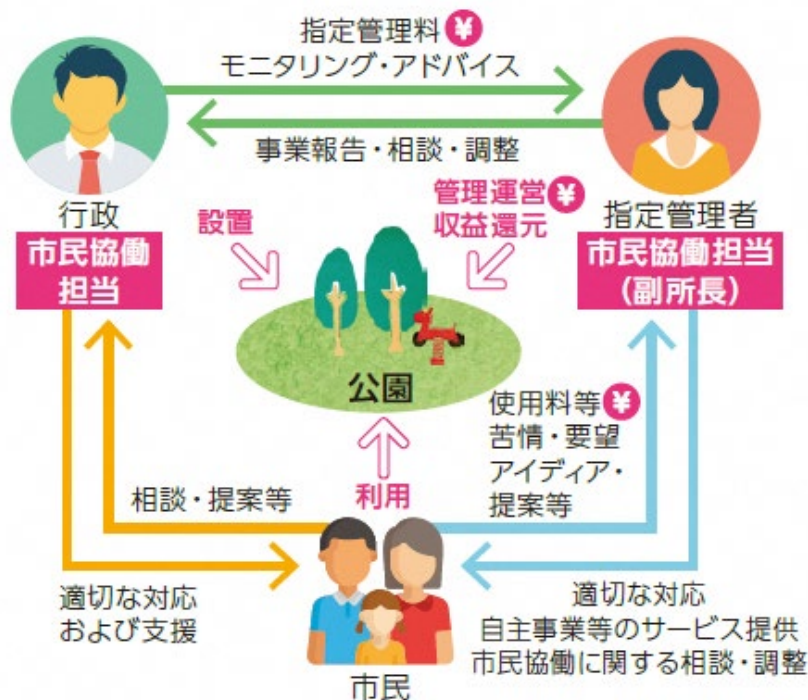
- ・ 指定管理の対象公園 54 箇所を公募した。
- ・ 指定期間は 2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 5 年間である。



西東京いこいの森公園（出典：西東京市 HP）
<https://nishitokyoparks.com/ikoinomori/> 令和 6 年 7 月時点

B 中間支援組織が活躍する公園（西東京市） 取組のプロセス

2001 年	田無市と保谷市が合併し、西東京市に
2003 年	地方自治法の一部改正で指定管理者制度が施行
2004 年	西東京市みどりの基本計画を策定
2015 年	西東京市の都市公園に初めて指定管理制度を導入し、50 公園を一括して公募開始 公募条件等を市民からの意見を反映させたほか、公募の際に自主事業がしやすくなっていた →ターニングポイント①
2016 年	市と指定管理者が市民説明会を開催 西東京市が小公園の活用の仕方を考える「市民ワークショップ」を開催（～2017）
2018 年	市民ワークショップ等の意見も取り入れた「西東京市公園配置計画」が完成 市の方針を受け、市民・行政・指定管理者の 3 者で進める「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」を開始。 →ターニングポイント②
2019 年	「官民連携で西東京の公園を一括管理」の取組が「第 35 回都市公園等コンクール」で審査員会特別賞を受賞
2021 年	54 公園を指定管理者が管理（2 期目）



市民協働担当を入れた行政、市民、指定管理者の関係
(引用：第 35 回都市公園コンクール応募資料)

©西東京の公園・西武パートナーズ

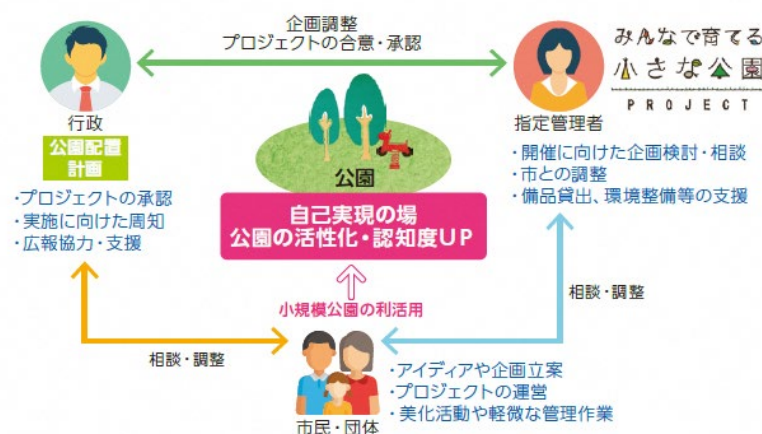
B 中間支援組織が活躍する公園（西東京市） ターニングポイント

ターニングポイント① 複数公園の一括管理と市民協働担当の配置

- ・小規模公園も含む複数公園を一括で指定管理者の募集をする際、市民協働担当の配置を条件とした。
- ・指定管理者を構成する市民協働担当の組織（NP0）が中間支援組織（パークコーディネーター）の役割を担い、市民グループの支援や地域連携のイベント企画、小規模公園の活性化等を推進した。
- ・市の公園担当課である、みどり公園課の内部にも市民協働担当を置き、双方の連携により成果を上げた。
- ・民間事業者の能力を最大限に引き出すため、公園を活用して柔軟に幅広く事業を行うことができるよう、指定管理者の募集要項に「自主事業」を盛り込んだ。代表的な実施例は自動販売機や物品販売による販売収益、地元農家による直売イベント等のほか、バーベキューサービスの展開やケータリングカー誘致、公園での有料イベントの主催、駐車場収入等がある。指定管理者が自主事業で得た収益を公園管理に還元することで、より魅力的な公園管理のあり方を実現させた。

ターニングポイント② みんなで育てる小さな公園プロジェクト開始

- ・西東京市は、公園配置計画の策定に合わせて、小規模公園の活用の仕方を考える「市民ワークショップ」を開催していた。
- ・本配置計画に示された公園像を市民・行政・指定管理者の三者で実現させていくため、西東京市はいくつかの公園をピックアップしモデル事業として、「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」を開始した。
- ・プロジェクトの特徴は、公園を活用して地域の課題を解決したいグループを募り、その意志を実現できるように市民の活動を指定管理者の専門スタッフがサポートして公園を生まれ変わらせることである。市民が実現したいと思う遊び場やイベント、活動を主体的に行うことで、それが市民サービスとなる仕組みとした。
- ・具体例では、地元農家を中心とした市民グループ『ひばり日和。』が指定管理者と共催で、街区公園で野菜を販売するマルシェイベント「小さな野菜市」や、花壇活動団体が市や指定管理者と連携して小さな公園をまるごとハーブガーデンにする取組み等が実現した。
- ・プロジェクトを進めるに当たり、指定管理者は公園づくりの方向性を打ち出し、市民の公園活用アイデア実現に向けたルール整備のほか、企画相談や環境整備等のサポートを行った。



みんなで育てる小さな公園プロジェクト運営図
(引用：第35回都市公園コンクール応募資料)
©西東京の公園・西武パートナーズ

B 中間支援組織が活躍する公園（西東京市） 都市公園新時代の観点からみた工夫点

⑤担い手の拡大と共創

公園管理運営の中間支援

- ・西東京市の事例では、**指定管理業務の仕様として公園に中間支援を担当するスタッフの配置を義務付けた。**
- ・**指定管理者は、市民協働の実績やノウハウを有する中間支援担当スタッフを公園に配置したことで、公園に関わる担い手の拡大に寄与できた。**例えば、市民が公園でやりたいことや活動で困っていることを吸い上げて、共に実現や解決の方策について話し合う等が可能となり、公園に関わる多様な団体や市民との関係づくりや活動の活性化を推進していた。

行政側に公園の市民協働担当を配置する

- ・西東京市では、**指定管理者の民間側と行政の公園部局側の両方に市民協働担当を入れており、**担い手の拡大と共創に寄与していた。特に、行政側にも市民協働を配置し、市民と行政がともに公園をより良くしていける「仕組み」を設けたことが重要なポイントである。

⑥自主性・自律性の向上

指定管理者の収益を向上させる

- ・西東京市では指定管理者制度の導入にあたって、指定管理者の行う物品販売や自動販売機の設置も含め様々なイベントの実施等を「自主事業」として、公園を活用して柔軟に広く事業を行うことができるよう募集要項に入れた。また、**西東京市は「収益が見える化」するために、指定管理事業における収入・支出表に加え、事業の企業会計に基づく損益計算表やバランスシートの提出を求めた。**
- ・また、西東京市では指定管理者の自主性・自律性を向上させるため、指定管理者の行う物品販売や様々なイベントを「自主事業」として実施できるように、**指定管理者の自主事業収益を向上させ、経営の安定化や公園への収益の還元を促すための仕組みづくりや支援・指導等を行った。**具体的には、募集要項作成時に市民参画を経てニーズを明確化し要項へ明文化したことで、応募事業者の明確な提案を促し、導入段階から民間の能力を引き出した。加えて、協定書に基づくパートナーとして行政側が公園に赴き、現場確認や管理運営における課題について相談する体制を設けるなど、**指定管理者の自由な企画や発想を尊重し、事業がやりやすい環境づくり**に取り組んだ。
- ・イベントの事例として、「西東京プレーパーク★キャラバン」との共催により、「シャボン玉あそびスペシャル！ in 谷戸せせらぎ公園」等がある。本イベントでは参加費（シャボン玉液材料費）として、1人100円を徴収している。
- ・指定管理者は自主事業を行うことで、自動販売機の売り上げを増やすとともに、市の指導による収支改善を図り、5年間で減価償却を終える等、**経営の安定化を実現**できた。

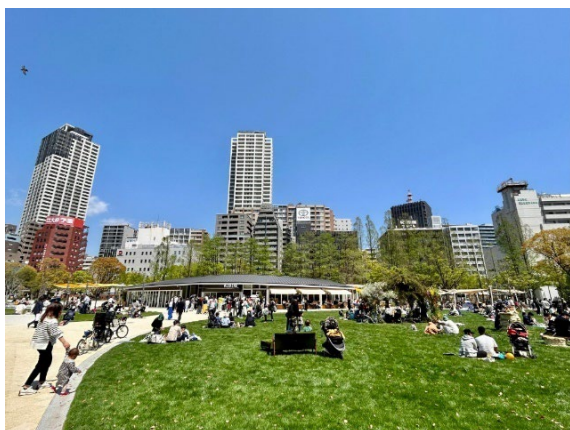
3. 実践事例

C 管理運営の試行を リニューアルに反映 (神戸市)

C 管理運営の試行がリニューアルに反映（神戸市）

取組の概要

公園に思いのある市民の発意から始まった、カフェとアウトドアライブラリーを企画し、社会実験として市と市民有志の団体が共催で実施することで、公園利用の活性化が果たされたほか、公園の再整備・リニューアル事業、新規事業者の導入へとつながる取組となった。



芝生ひろば



賑わい拠点施設

対象公園

神戸市東遊園地

公園種別

地区公園

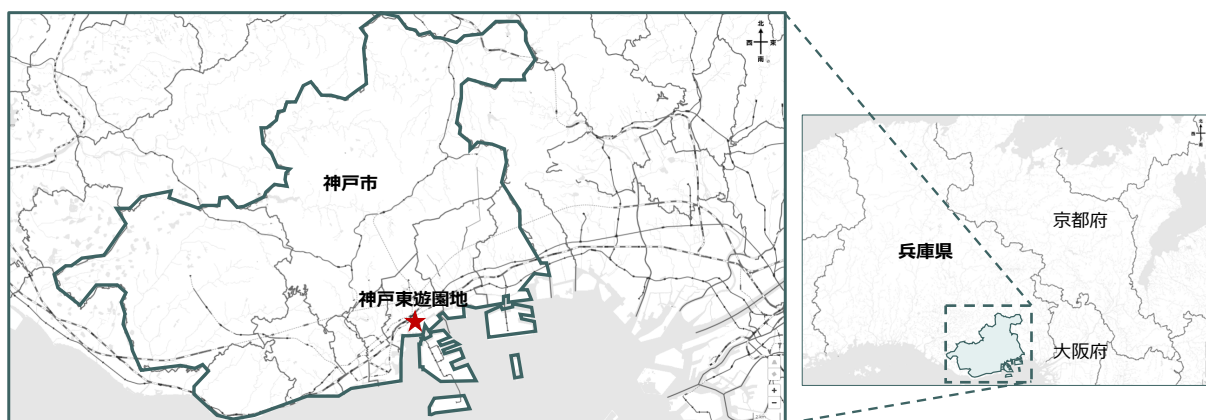
所在地

兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目

公園管理者

神戸市

その他関係者：Park-PFI 事業者、管理許可事業者（レストラン）、他部局（こども本の森神戸）



左：神戸東遊園地位置図 / 右：神戸市位置図
国土地理院 地理院地図を加工して作成

市の状況

- ・兵庫県神戸市は兵庫県南部に位置する人口約 149 万人の政令市である。(2024 (令和 6) 年 2 月現在)
- ・市域面積は約 557km² (2024 年 3 月現在) で、市内には六甲山系により南北に二分され、大阪湾に面した市域南側は六甲山系の山麓部に沿った中傷合戦による扇状地、海岸低地、埋め立て地等が続く地形である。六甲山系の北側は、帝釈・丹生山系を中央にして、北側は丘陵地が波状に広がり、西側は緩やかな丘陵と播磨平野に連なる平地状を呈する。
- ・1995 (平成 7) 年 1 月に発災した阪神・淡路大震災では、東遊園地の位置する三宮地区も、地震による大きな被害があった。

公園の状況

- ・東遊園地は神戸市三宮の目抜き通りであるフラワーロードと旧居留地にはさまれた位置に設置された、開園面積 2.7ha の地区公園である。
- ・明治時代に開設された日本でも古い公園の一つであり、居留外国人がホッケー、テニス、野球、クリケット等を楽しみ、日本に近代スポーツが普及するきっかけとなったと言われている。
- ・阪神淡路大震災後は、震災犠牲者への慰霊と復興を記念した芸術祭「神戸ルミナリエ」や、震災被災者追悼を目的とした「阪神淡路大震災 1.17 のつどい」等の催事会場としても活用されるようになった。
- ・再整備前の 2013 年当時の東遊園地は、中心となるグラウンド部分には緑も少なく、普段は人がほとんどいない空間になっていた。
- ・神戸市では、「都心・三宮再整備」の動きの中で、回遊性向上の拠点としてさらなる日常的なにぎわいや利活用の創出を図るため、東遊園地再整備を進めるなかで、2021 年 10 月より東遊園地の再整備を推進してきた。そのうち、園内北側エリアとにぎわい拠点施設 (URBANPICNIC) の再整備が完了し、2023 年 4 月 7 日にリニューアルオープンした。



東遊園地位置図 (国土地理院地図に加筆)



公園平面図（神戸市提供）

C 管理運営の試行がリニューアルに反映（神戸市）

取組推進の経緯

第一期：2014 年～ 市民要望から公園での社会実験開始

- ・ 2014 年に日常の利用の少ない土の広場である東遊園地の状況に問題意識を持っていた市民が市役所に対して、活性化に取り組む話を初めて投げかけた。提案した市民の専門学校校長や会社経営者らが中心となり組織した「神戸パークマネジメント社会実験実行委員会」が、2015 年に公園などの公共空間を、市民にとっての第 2 のリビングルームとして捉え、日常生活の一部として活用したいと考え社会実験を企画した「URBAN PICNIC」を開始した。
- ・ 2015 年の春（6 月）と秋（11 月）に、市民の想いのこもった本を寄贈していく「アウトドアライブラリー」、田園地帯の野菜を届ける「ファーマーズマーケット」のプログラムを実施した。2015 年までは「神戸パークマネジメント社会実験実行委員会」と神戸市が共催する形で、実行委員会の中に上記の 2 つのプログラムの主催チームが入っていた。また、実行委員会による芝生化実験も 2015 年からスタートした。
- ・ 2016 年は神戸市も協力体制を強化し、「芝生化実験」と「賑にぎわい創出事業」を実施した。また、アウトドアライブラリーとファーマーズマーケットの各プログラムの実施主体がそれぞれ一般社団法人化し、（一社）リバブルシティイニシアティブ（以下、LCI という）と（一社）KOBE FARMERS MARKET になった。LCI は「にぎわい創出事業」の事業者として選定され、約 150 日間社会実験を実施した。また、（一社）KOBE FARMERS MARKET は「にぎわい創出事業」とは並立する形で、週一回のファーマーズマーケットを開催するようになった。

第二期：2017 年～ 公園の再整備が具体化

- ・ 2015～2016 年の社会実験の成果や、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として設置された東遊園地再整備検討委員会の検討結果を受け、神戸市により 2017 年に公園再整備の基本構想が策定された。
- ・ LCI は、神戸市から予算を確保して、2016 年に引き続き、下記の通り 2018 年までの 3 年間で毎年約 5 ヶ月の実験を行った。
- ・ 2017 年に、LCI は、これまで東遊園地になかった芝生地をつくる取組や、市民の発案による音楽イベントの開催など、市民がハード面・ソフト面から公園を「育てるプログラム」を実施した。これらのプログラムへの参加者らを「フレンズ」として登録し、市民ボランティアのネットワーク化に取り組んだ。
- ・ 芝生地をつくる取組は、LCI が 2015 年に実施した後、神戸市が芝生化実験を 2015 年に一部、2016 年からは広場全面を対象に実施している。
- ・ 2018 年は、コンテナをリユースした仮設カフェの営業等、自主プログラムを週末・夜間等に定期的に開催することで利用者への定着をはかった。

第三期：2019 年～ Park-PFI 事業者が施設の設置と運営に参画

- ・ 2019 年に東遊園地における日常的なにぎわいや利活用の創出を目的として、Park-PFI 制度を活用した民間事業者の公募「東遊園地賑わい拠点施設運営事業」があり、LCI も構成団体とする企業グループ（Park-PFI 事業者）が選定され、東遊園地における拠点施設の設置と運営に携わった。
- ・ 2020 年～2021 年に、Park-PFI 事業者が社会実験「URBAN PICNIC」を継続開催した。

第四期：2023 年～ 公園がリニューアルオープン

- ・ 市の事業と Park-PFI 事業とを組み合わせ、東遊園地の北側ブロックの全面的な再整備を行った後、2023 年に公園がリニューアルオープンした。
- ・ リニューアルでは、山・海・まちをつなぐ回遊の拠点として、また人が主役となり多彩な交流が生まれる場所とするため、周囲からの人の流れを誘引するエントランスの改良、園内に多様な滞在場所や活動のための広場の設置を行った。
- ・ 2017 年から登録制・会員制で始めたボランティア組織の「フレンズ」は、リニューアルオープンと Park-PFI 運営スタートにあわせて活動内容等を再構築中である。
- ・ これまでの東遊園地再整備に関する一連の取組が評価され、「第 39 都市公園等コンクール」で国土交通大臣賞、「グッドデザイン賞ベスト 100」を受賞した。

C 管理運営の試行がリニューアルに反映（神戸市） 取組のプロセス

1875 年	内外人公園地として開園
1922 年	加納町遊園地から東遊園地に改称
1995 年	阪神淡路大震災、「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」等の追悼行事の主要会場として使われ、それ以降震災犠牲者への鎮魂の意を込め開催しているライトアップイベント「神戸ルミナリエ」の会場としても使われた
2014 年	市民が東遊園地の活性化に関する取組を提案 「パークマネジメント検討調査業務」を実施し、東遊園地の今後のあり方検討に着手
2015 年	市民有志が『神戸パークマネジメント社会実験実行委員会』を組織し、春と秋に社会実験の「東遊園地パークマネジメント社会実験（URBAN PICNIC）」を開始（2022 年まで継続） →ターニングポイント①
2016 年	東遊園地再整備検討委員会（有識者会議）の立ち上げ 芝生化実験の全面展開、賑わい創出事業企画運営・調査業務の実施
2017 年	東遊園地再整備基本構想の策定
2018 年	東遊園地再整備基本計画の策定
2019 年	東遊園地再整備基本設計業務委託事業者の決定 東遊園地賑わい拠点施設運営事業優先交渉権者（設置等予定者）の決定 →ターニングポイント②
2020 年	東遊園地再整備基本設計の策定
2023 年	東遊園地（北側エリア）がリニューアルオープン 「東遊園地再整備」の取組が「第 39 回都市公園等コンクール」で国土交通大臣賞を受賞

OURBAN PICNIC（アーバンピクニック）



はじめての社会実験



2016 年の状況（ナイトピクニック）

（出典：URBAN PICNIC ホームページ）

<https://urbanpicnic.jp/urban-picnic-%e3%82%92e7%9f%a5%e3%82%8b/>

C 管理運営の試行がリニューアルに反映（神戸市）

ターニングポイント

ターニングポイント① 社会実験の「URBAN PICNIC」を開始

- ・社会実験は、「まちを良くするためには公園が重要なアイテムとなりうるので、東遊園地をもっと日常的に活用したい」、「市民のアウトドアリビングにしたい」といった、市民からの申し出から始まった。
- ・2015年に、市民は「神戸パークマネジメント社会実験実行委員会」を組織して、初めての社会実験「URBAN PICNIC」を当実行委員会と市の共催で開催した。
- ・この社会実験が市民に好評であり、広場を芝生化することでプレイスメイキングの新しい可能性が広がることもわかったため、行政側としても2016年度から広場全面の芝生化実証実験にも着手した。
- ・社会実験の成果が再整備を進める契機となった。

ターニングポイント② 施設運営事業の優先交渉権者の決定

- ・それまでの社会実験の成果や収益面を検証し、また拠点施設設置に向けた敷地条件の確認、Park-PFIと指定管理を組み合わせる管理運営手法の検討を行い、民間事業者13社のサウンディング等を実施した。
- ・再整備後の公園を運営する新たな事業者を呼び込むため、その事業者の活動拠点・収入源となる拠点施設をPark-PFI制度を用いて設置し、公園再整備を進めた後に、全体への指定管理者制度導入を検討し、「東遊園地にぎわい拠点施設運営事業者」として公募した。
- ・2019年度に事業者公募・選定が行なわれ、これまで社会実験に関わっていた一般（一社）リバブルシティイニシアティブと、市内の建築事業者、設計事務所等で構成される団体が選定された。
- ・Park-PFI事業者の構成団体であるLCIが社会実験で始めた事業「URBAN PICNIC」をリニューアルオープンまで継続できた。
- ・社会実験から始まったコンセプトが、公園施設の再整備やリニューアルオープン後の事業に活かされた。

C 管理運営の試行がリニューアルに反映（神戸市）

都市公園新時代の観点からみた工夫点

④社会実験の場としての利活用

居場所や活動内容の提供

- ・ 常設の施設等でなくても公園内に飲食・休憩・閲覧等の公園利用者が滞在・交流できる場をつくることで、利用者・スタッフ等の人が常に公園に居る状態をつくり、公園に関わりを持つ人を増やした。
- ・ 社会実験を通して公園に関わりを持つ最初のきっかけを多くするため、スタッフを常駐させ利用者と交流する拠点としてのカフェ、アウトドアライブラリーの設置、体験型・ボランティア参加型の各種プログラムの提供を行った。

必要経費の負担

- ・ 社会実験にかかる必要経費については、2015 年度はほぼ「神戸パークマネジメント社会実験実行委員会」からの支出、2016 年度からは市の委託費も充当されていた。
- ・ 社会実験を実施するに当たり、行政側等からの支出だけでなく、企業協賛やスポンサー収入、公益法人からの助成金等の多種多様な資金を活用した。例えば、2015 年度の社会実験では、神戸商工会議所のほか地元の経済団体やマスコミなどの後援と、本社が神戸市にある丸善ジュンク堂書店や地元企業 2 社の協賛を得て実施していた。

社会実験の実施による効果の確認・活動の継続

- ・ 社会実験 URBAN PICNIC の開催により、公園内に滞留した利用者数が通常時の 2 倍となったほか、利用者が裸足で芝生にあがったり寝転んだりする新たな利用形態が見られるなど、東遊園地が都市の中でくつろぎ、自然を体感できる貴重な空間として機能できること、利活用の工夫で多様な利用形態が生まれることが把握でき、公園全体のリニューアルに活かすことができた。実際、再整備後は以前と比べて、平日昼間や夕方の利用者が増え、また家族連れや若者の姿が目立つようになった。
- ・ 2015 年度の社会実験を実行委員会と市の共催で開催するなどにより、市民・団体・市の信頼関係が生まれたことで、その後も姿や形を変えつつリニューアル開園直前の令和 4 年度（2022）まで継続することができた。

⑤担い手の拡大と共創

市民主体の社会実験

- ・ 公園に対する想いや問題意識を持った市民の想いを行政側が率直に受け止め、市民が発案したカフェ、アウトドアライブラリー、ファーマーズマーケット等を行う社会実験の開催について、行政側でも必要な各種許認可について積極的に対応した。

協働による成果

- ・ Park-PFI 事業者の運営により、イベント利用も含めた利用者数の増加、滞留時間・利用形態の拡大など公園の新たな魅力や賑わい創出等が達成された。

3. 実践事例

D 「おそとチャレンジ」等の 公園利活用の取組 (京都市)

D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組（京都市）

取組の概要

公園の柔軟な利活用を実現するため、社会実験として、①公民連携 公園利活用トライアル事業（通称「おそとチャレンジ」）を公募して実施するとともに、京都市が提示する行政課題に対して、民間企業等から提案できる制度を活用した、②新たな公園運営モデル制度設計について共同研究を実施した。



おそとチャレンジ（新京極公園）



きたかぎ屋オープンパーク（北鍵屋公園）

（写真：京都市より）

対象公園

- ① 宝が池公園、新京極公園、竹間公園ほか7公園、②北鍵屋公園

公園種別

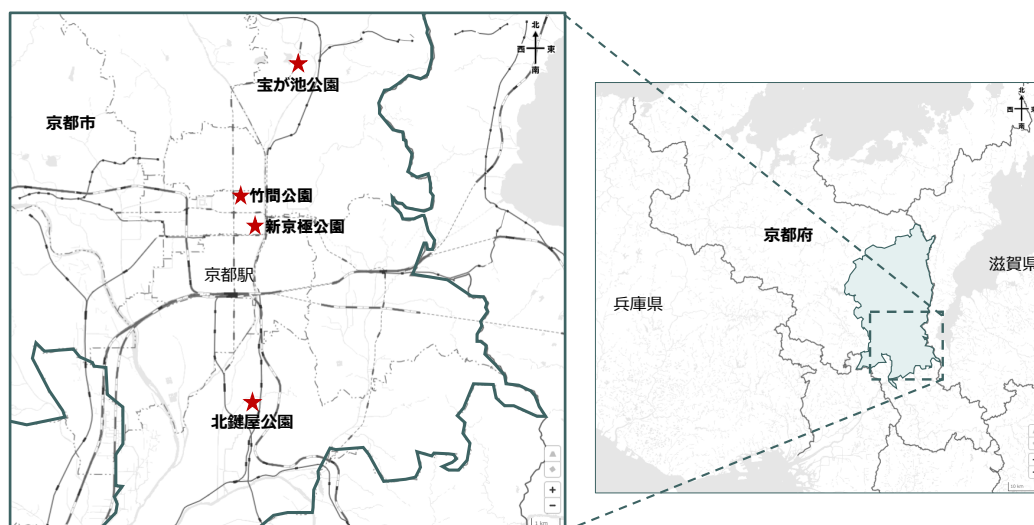
- ① 宝が池公園：広域公園／新京極公園：街区公園／竹間公園：街区公園 ほか7公園
② 北鍵屋公園：街区公園

所在地

- ① 宝が池公園：京都府京都市左京区岩倉南大鷲町他
新京極公園：京都府京都市中京区中之町他
竹間公園：京都府京都市中京区楠町他 ほか7公園
② 北鍵屋公園：京都府京都市伏見区深草北鍵屋町

公園管理体制

新京極公園、竹間公園、北鍵屋公園は京都市の直営管理
宝が池公園は一部指定管理／（公財）京都市都市緑化協会ほか



左：対象公園位置図 / 右：京都市位置図
国土地理院 地理院地図を加工して作成

市の状況

- ・京都府京都市は京都府中部に位置する人口約 144 万人（2024 年 2 月現在）の政令市である。
- ・市域面積は 827.83km²（2024 年 2 月現在）、京都府の南丹市、亀岡市、長岡京市、向日市、大山崎町、八幡市、久御山町、宇治市、大阪府の高槻市、島本町、滋賀県の高島市、大津市に隣接する。
- ・市域の北部、東部、西部の三方が山地に囲まれた盆地地形で、鴨川、桂川、宇治川などが流下する。
- ・年間約 5,000 万人（出典：2023（令和 5）年「京都観光総合調査」）が訪れる観光地であり、歴史的町並みを残したまちづくりがなされている。

公園の状況

- ・京都市の公園は、2023 年 3 月時点で 956 箇所、総面積は 675ha である。市民 1 人当り公園面積は 4.7m²/人である。（出典：国土交通省 R04 年度末 都道府県別都市公園等整備現況）
- ・京都市の公園は、時代の流れと共に取り巻く環境が変わり、施設の老朽化や利用者の減少、公園愛護協力会の高齢化、また、多様化する公園利用者のニーズへの対応といった課題に直面している。
- ・そのため、2020 年以降、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園を最大限に利活用し、公園の目指すべき将来像を追求していく、試行的な取組を開始。
- ・2021 年度から 2023 年度までの 3 年間に渡り、市内 10 箇所の公園で公民連携 公園利活用トライアル事業「おそとチャレンジ」を実施。「公園の魅力や利便性が向上した」という利用者の賛同の声を得たほか、住民同士の交流促進や利用マナーの改善、公園愛護協力会の若返り等の地域課題解決に繋がる成果が得られた。一方で、継続した取組とするには、人材・資金・活動拠点の確保が必要といった課題も顕在化した。



宝が池公園 アクセスマップ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000249308.html>)

D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組（京都市） 取組推進の経緯

第一期：2020 年～ 「おそとチャレンジ」の開始

- ・ 2020 年に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残るコロナ禍に、新しい生活スタイルの普及・定着による市民生活の安心安全の確保や、公園を活用した賑わい創出及び地域活性化、公園の持続可能な管理運営等の観点から、今後の公園利活用のあり方の基本モデルについて検討する「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の公園利活用のあり方の基本モデル検討」を実施した。
- ・ 2021 年に、民間企業等に対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、公・民で継続的に対話を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る公民連携 公園利活用トライアル事業、通称「おそとチャレンジ」を実施した。
- ・ 2021 年度の「おそとチャレンジ」では、宝が池公園、新京極公園、竹間公園の 3 公園にてキッチンカーによる飲食物の販売、バーベキューや防災キャンプ体験、地域交流イベント等、民間企業等の柔軟なアイデアを生かし、普段の公園では体験できない魅力的な企画を多数実施した。2022 年度は 6 公園に対象を増やし、更に移動型店舗部門を新たに設けて公募した。
- ・ これら「おそとチャレンジ」の成果と課題を踏まえ、地域に身近な街区公園等において、地域が主体となる新たな公園運営モデルの検討を開始。

第二期：2022 年～ 民間企業を加えた共同研究の実施

- ・ 2021 年に、京都市総合企画局総合政策室は、企業の技術やノウハウ・ビジネス活動を市民サービスに取り入れ、行政と民間企業等が互いのリソースを持ち寄り新たなサービスを創出するため、京都市が提示する行政課題に対して、民間企業等から市に提案できる制度として公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」を創設した。
- ・ 2022 年に、「おそとチャレンジ」で得た公園利活用の課題（人材、資金、活動拠点の不足）解決に向け、建設局みどり政策推進室が「KYOTO CITY OPEN LABO」を活用し、小規模公園にも取組を展開できるような地域が主体となる新たな公園運営モデルの構築を目指し、民間企業等からのアイデアを公募した。
- ・ 審査の結果、（株）セブン-イレブン・ジャパン（以下、「セブンイレブン社」という）を研究パートナーに選定し、街区公園の北鍵屋公園をモデルとした共同研究「北鍵屋公園プロジェクト」を開始した。
- ・ 2022 年 8 月から一連の取組がスタートし、2023 年 2 月にはワークショップ、3 月には現地イベントを開催。地域ニーズの把握やセブンイレブン社の提案について、地域住民との意見交換を実施した。
- ・ 2023 年 4 月には、地域住民、セブンイレブン社、京都市の 3 者でプロジェクトチームを立ち上げ。プロジェクトチーム会議での検討を重ね、同公園の目指したい将来像とそれを実現する公園の整備、施設配置案をとりまとめ、オープンパークなどで地域住民の意見を聞き、多くの賛同を得た。
- ・ これら共同研究の取組を参考に、京都市において、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的とした「Park-UP 事業」を 2024 年 2 月に創設。

D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組（京都市） 取組のプロセス

2020 年度	ウィズコロナ・ポストコロナ時代の公園利活用のあり方の基本モデル検討の実施
2021 年度	公民連携 公園利活用トライアル事業「おそとチャレンジ」の第1弾として3公園（宝が池公園、竹間公園、新京極公園）で事業を開始。さらに第2弾として、船岡山公園でも取組を開始。→ターニングポイント①
2022 年度	「おそとチャレンジ」第3弾として6公園（宝が池公園、竹間公園、新京極公園、円山公園、東山山頂公園、桂坂公園）で公募し、取組を開始 「おそとチャレンジ」の成果と課題を踏まえ、公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」において、「公園の在り方をアップデート～持続可能で柔軟な公園運営の制度設計～」の公募を実施。北鍵屋公園をモデル公園として、検討を開始。→ターニングポイント② ・2月には、地域住民の意見を把握するため、周辺の6町内会を対象にワークショップを開催し、公園の現状や課題に関する地元意見の把握、公園の目指したい将来像について意見交換を実施。 ・3月に、より広い範囲で地域の方の意見を募集するため、現地イベントを開催。また、公園の将来像とセブンイレブン社の提案について、意見収集を実施。
2023 年度	「おそとチャレンジ」は、新規に事業者を公募することなく第3弾を継続実施。 ・北鍵屋公園での共同研究は、4月から、地域住民（藤森学区自治連合会、公園愛護協力会、現地イベントに参加した子育て世代等）、セブンイレブン社、京都市の3者による「北鍵屋公園プロジェクトチーム」を立ち上げ、活用案を検討。 ・プロジェクトチーム会議等を通じ、同公園の魅力向上に必要なことや目指したい将来像と、それを実現する施設配置案（店舗、交流施設、広場、駐車場等）を取りまとめ、実証実験「きたかぎ屋オープンパーク」を開催し、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が支援する新たな公園運営モデルの有用性を検証。 ・2月に地域が主体となる新たな公園運営モデル「Park-UP 事業」を創設。



宝が池公園 アウトドア体験



宝が池公園 公園ウェディング

引用：京都市 HP

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000287142.html>

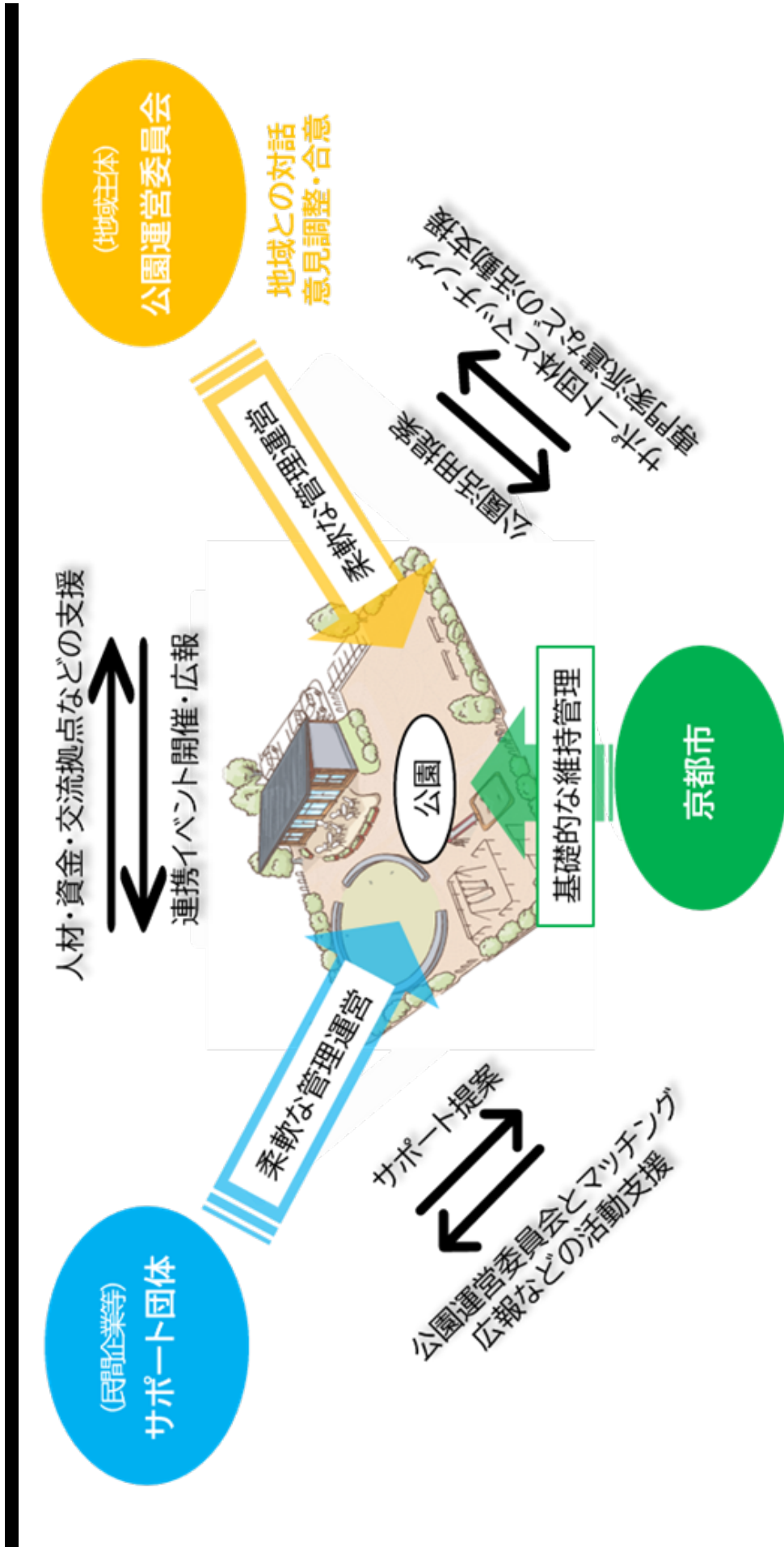
D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組（京都市） ターニングポイント

ターニングポイント① 公募による社会実験の開始

- ・「おそとチャレンジ」では、2021年にキッチンカー、スイーツの移動販売、手ぶらバーベキュー、カフェ、グランピング体験、公園ウェディング、防災キャンプ等、2022年には、新たな取組として、アート展示、野外映画、アスレチック体験、農産物収穫体験等が実施された。
- ・「おそとチャレンジ」では、企画段階から、企業だけでなく、地域、学校、芸術家など様々な方がつながり、取組に参加する事例もあった。
- ・「おそとチャレンジ」の取組は、来園者アンケートでは多くの方から満足等の好意的な評価をいただいた。
- ・地元関係者の声として、「いつも閑散としていた公園が多くの人で賑わった」、「公園の利活用を通じて地域のつながりが生まれた」等の評価があり、「今後もより開かれた公園に期待する」、「参加する・されるの関係から相互に関わる人の輪のきっかけにして欲しい」等の意見もあった。
- ・公園で誰かとつながりたい、自分の大事にしていることを実現したい、と思っている方を集め、公園で活動するプレイヤーを発掘する交流会も実施していた。

ターニングポイント② 民間企業との共同研究の開始

- ・「おそとチャレンジ」の成果と課題を踏まえ、一過性ではなく、持続可能で地域が主体となる新たな公園運営モデルの構築を目指し、行政だけでなく、民間の柔軟なアイデアや大胆な発想を期待して、市と共同研究に取り組む民間企業等の公募を実施。選定された民間企業とともに、地域、行政の3者で北鍵屋公園にて共同研究を実施することとなった。
- ・地域が主体となる新たな公園運営モデルを持続可能なものとするためには、関わる人材、活動資金、活動拠点となる場所の確保が必要であった。また、規模の大きな公園のみならず、小規模公園にも取組を展開できるようなモデルの構築を目指しており、これらの課題解決を図るうえで、民間のノウハウや実現可能性を確認するため、公民連携の枠組みとした。
- ・セブンイレブン社の提案は、本業を通じ、地域が公園での活動を継続的に行うための拠点となる施設や活動資金の提供を行うという提案であり、市の考える解決策に応えるものであったため、共同研究を行う民間企業として選定された。
- ・北鍵屋公園が選定されたのは、利用者の減少や愛護協力会の高齢化といった課題を抱えているものの、地域コミュニティの活性化等に取り組んでいる地域であり、周辺に大学や商店街があるポテンシャルの高いエリアであったためである。



Park-UP 事業の制度概要図

(引用：京都市 Park-UP 事業活用ガイドライン)

D 「おそとチャレンジ」等の公園利活用の取組（京都市） 都市公園新時代の観点からみた工夫点

③利用ルールの弾力化、④社会実験の場としての利活用

社会実験による利用の検証

- ・京都市では、「おそとチャレンジ」や民間企業との共同研究を通して、宝が池公園のような広域公園から、繁華街や一般的なまちなかにある街区公園までを対象にして試行的に公園の利活用に取り組んだ。
- ・利用ルールの弾力化を検討するうえでは、例えば、**公園で制限されている火の使用を伴うバーベキューや防災キャンプ等のプログラムを、社会実験という名目で実際にやってみる**ことが重要となっており、これらを通して、地域、民間企業、行政等が対話し、**公園の使い方やルールを考えるきっかけ**となっていた。
- ・**新たな公園運営の仕組みづくり**には、行政だけでなく、民間のノウハウを活用する**公民連携の枠組みが必要**であるとの考えのもと、北鍵屋公園の事例では市・自治会等の地域に加えて、公募により選定した民間企業が参画しており、これにより、実現可能性を検証しながら、モデルの構築を行うことができている。

社会実験の波及効果

- ・「おそとチャレンジ」では、「公園の魅力や利便性が向上した」という利用者の賛同の声を得たほか、住民同士の交流促進や利用マナーの改善、公園愛護協力会の若返り等の地域課題解決に繋がる成果が得られた。その一方で、**人材・資金・活動拠点の確保が必要**といった課題も顕在化した。
- ・3年間の「おそとチャレンジ」で得た成果と課題を踏まえ、新たな公園運営モデルの共同研究を行い、2024年2月には、**地域に身近な住区基幹公園を対象に、地域主体の柔軟な公園の管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が支援する「Park-UP 事業」を創設した。**

⑤担い手の拡大と共創

地域に貢献できる人や企業の発見

- ・公園や地域に貢献できる民間企業等を見つけるために、公園担当部局は、他部局（総合企画局）が実施する公民連携の枠組み「KYOTO CITY OPEN LABO」を活用しており、業務委託等の契約関係ではない、**お互いに対等な立場として民間企業と共同研究を実施するという事業プロセス**を用いている。
- ・宝が池公園では、地域の自治組織をはじめとする約30の団体等が参画する「宝が池みらい共創会議」が設立され(令和5年11月)、会議の中で得られた様々な意見を集約のうえ、今後の活動方針となる「宝が池みらい共創指針」が取りまとめられるとともに(令和6年3月)、宝が池公園における取組への興味関心の醸成・担い手発掘・仲間集め等を目的とした取組(宝が池びとトーク)が開催されている。

中間支援組織の伴走支援

- ・多様な主体の連携による柔軟な公園運営を実現し、地域、企業、行政、公園関係者など、**公園を取り巻く多様なステークホルダーをつなぎ、中立的な立場から公園の運営支援等を行うことを目的として、京都市では、中間支援等業務委託を行っている。**
- ・具体的には、公園コーディネーターの派遣、地域団体や次代の公園コーディネーターの役割を担う人材を育成支援するための勉強会や交流会、また、地域団体とサポート団体とのマッチングの場の企画、運営、公園の活動広報等を行っている。

3. 実践事例

E 「シモキタ園藝部」と みどりのまちづくり (東京都世田谷区)

E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり（東京都世田谷区） 取組の概要

小田急線連続立体交差事業による鉄道地下化後の地上部利用に合わせて、市民団体と鉄道事業者、行政が協働し、緑豊かな空間をつくる設計を行うとともに、市民団体が開園後も管理運営に継続して参画



シモキタのはら広場全景



近隣の園児が遊ぶ風景

対象広場

シモキタのはら広場ほか

広場種別

「世田谷区身近な広場条例施行規則」に定める「身近な広場」（広場内の一部）

所在地

東京都世田谷区北沢二丁目 22 番先

広場管理者

事業主・管理者：小田急電鉄株式会社、東京都世田谷区

管理者：一般社団法人シモキタ園藝部

※世田谷区は区エリアの植栽等管理を小田急電鉄に委託



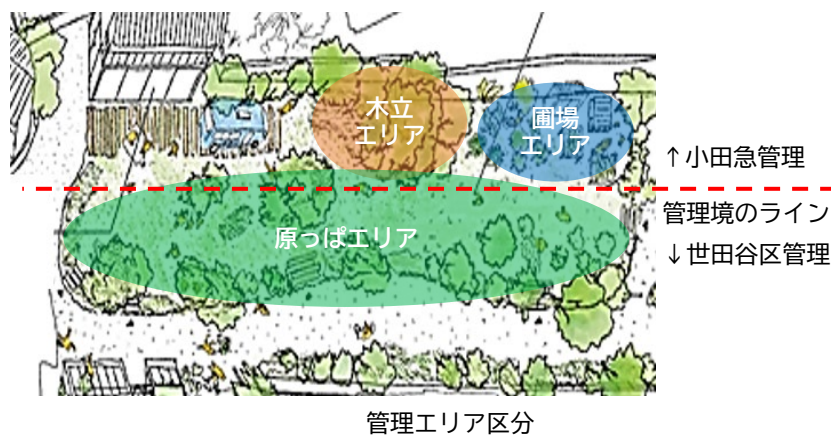
左：対象広場位置図 / 右：世田谷区位置図
国土地理院 地理院地図を加工して作成

区の状況

- ・東京都世田谷区は人口約 93 万人の、東京都の区部南西部に位置する特別区である。(2024 年 2 月現在)
- ・東京 23 区中の西南部に位置し、都心(東京駅)まで約 9 ～18km、副都心(新宿・渋谷)まで約 1 ～10km の距離にある。東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。

広場の状況

- ・下北沢駅周辺の 3 駅が小田急線の連続立体交差事業及び複々線化事業により地下化されるため、線路跡地の公共利用について「世田谷区小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)上部利用計画」を 2015 年に策定。その計画に基づき、駅前広場、駅間通路及び緑地・小広場等の公共施設を整備した。
- ・「シモキタのはら広場」は、小田急線下北沢駅南西口から世田谷代田駅方面へ約 100m 先に位置する。
- ・「さまざまな草花や樹木、虫たちと共生する野生の庭」をコンセプトに、綺麗に整備された庭園ではなく、植物と虫がのびのび暮らす自然と触れ合う、五感で楽しむ「都会の原っぱ」を目指し、整備された。
- ・広場は植樹を通じて木々を育てていく「木立エリア」、さまざまな草花や木々に囲まれたのびりと自由に過ごせる「原っぱエリア」、土づくりや苗木の育成をする「圃場エリア」で構成され、世田谷区と小田急電鉄の管理するエリアを一体的に整備している。



E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり（東京都世田谷区） 取組推進の経緯

第一期：2016 年～ 「シモキタ緑部会」結成とランドスケープデザインの提案の

- ・地下化した小田急線の上部空間のまちの魅力を高める活動を検討し実践していく場として、2016 年 10 月に「北沢 P R 戦略会議」の第一回全体会議を世田谷区が開催し、そのなかで「シモキタ緑部会」が発足した。
- ・小田急電鉄が下北沢地区上部利用計画「下北線路街」を計画し、そのランドデザインを担当したランドスケープデザイン会社の（株）フォルクが、まちの緑と人々が関わり合う仕組みを小田急電鉄に提案した。

第二期：2019 年～ シモキタ園藝部の発足とコミュニティ活動

- ・2019 年 9 月に小田急電鉄は「下北線路街」を公表。
- ・2020 年に、同上の一部の施設の緑をまちに関わる人達で管理運用していくために、シモキタ緑部会のメンバーを中心とした「下北線路街園藝部」が発足した。翌 2021 年には一般社団法人「シモキタ園藝部」に法人化した。



園藝部の活動場所（引用：（株）フォルク HP）
<https://www.f-o-l-k.jp/shimokita-nohara>

E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり（東京都世田谷区） 取組のプロセス

2013 年	連続立体交差事業等により、東北沢、下北沢、世田谷代田駅の 3 駅が地下化され、その区間の鉄道が地上から地下運行に切り替わった
2014 年	第 1 回北沢デザイン会議※ ¹ 開催
2015 年	「上部利用デザインワークショップ」を世田谷区が開催し、3 つのデザインコンセプトに基づいた「北沢デザインガイド※ ² 」を発行
2016 年	区民主体の活動の場である、第 1 回北沢 P R 戦略会議※ ³ 開催 同会議のなかで「シモキタ緑部会」が発足 →ターニングポイント①
2017 年	下北沢駅西側エリア（立体緑地、緑地・小広場、通路）の設計内容等について住民向けの報告会を開催し、報告会での意見を踏まえて設計内容を再検討
2018 年	小田急電鉄が下北沢地区上部利用計画「下北線路街」を計画し、ランドスケープデザインを（株）folk が担当
2019 年	小田急電鉄が「下北線路街」を公表
2020 年	「下北線路街園藝部」が発足 →ターニングポイント② 「下北線路街園藝部」による「下北線路街空き地※ ⁴ 」と「BONUS TRACK※ ⁵ 」の植栽管理スタート
2021 年	一般社団法人「シモキタ園藝部」に法人化
2022 年	「北沢 P R 戦略会議」が、シモキタ園藝部等の 8 つの部会で構成される 「シモキタリングまちづくり会議」に再編（名称変更） 7 月に「シモキタのはら広場」が開園 これに伴い、「シモキタ園藝部」による東北沢駅及び世田谷代田駅の商業施設周辺や、「NANSEI PLUS※ ⁶ 」に加え、「シモキタのはら広場」を含む小田急電鉄の委託による植栽管理スタート※ ⁷
2023 年	「シモキタ園藝部」が、第 43 回緑の都市賞「緑の事業活動部門」にて「内閣総理大臣賞」受賞

※ 1：小田急線の上部利用など小田急線沿線の街づくりの取り組みについて、誰もが自由に参加できる情報共有・意見交換の場

※ 2：世田谷区が定めた小田急線の上部空間の整備や周辺の街づくりにあたって、地域の個性を生かしながら、秩序のある連続した空間づくりに役立てるためのデザインの指針

※ 3：小田急線上部利用施設等の整備によるまちの変化に伴い、地域の皆様による区施設の活用や、上部利用施設及びその周辺の「まちの魅力」を高める活動を検討し、実践していく場

※ 4：小田急線の線路跡地を開発して生まれた街である「下北線路街」にある広場

※ 5：小田急線の線路跡地を開発して生まれた街である「下北線路街」にある商店街スペース

※ 6：下北沢駅の南西口直結にした路面店が並ぶエリアから成る複合施設

※ 7：世田谷区は区エリアの植栽等管理を小田急電鉄に委託

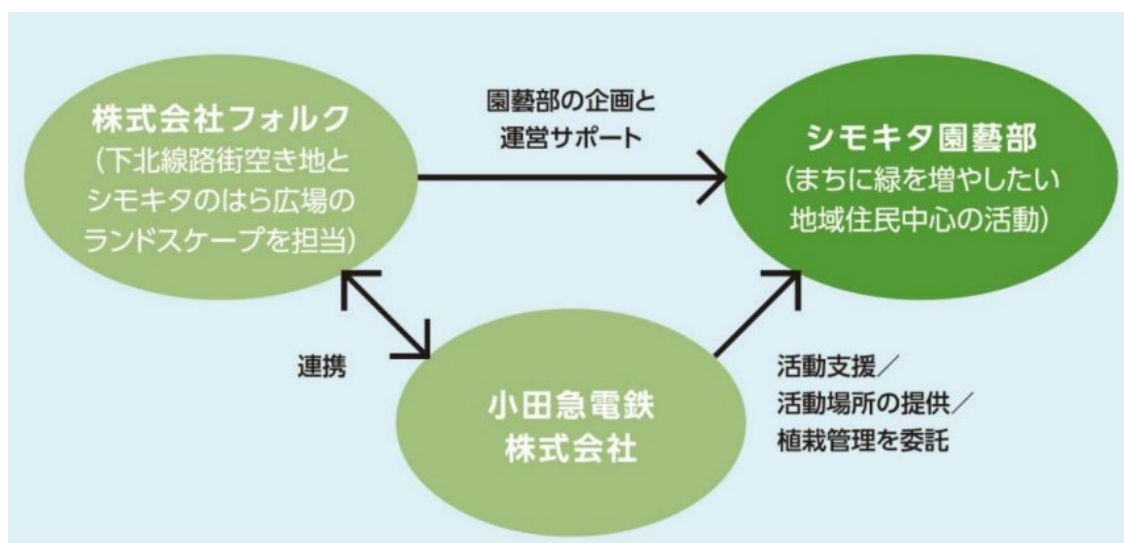
E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり（東京都世田谷区） ターニングポイント

ターニングポイント① 「シモキタ緑部会」が結成

- ・北沢PR戦略会議において、小田急線の地下化に伴う街づくりに際し緑の少ない下北沢の街なかに緑の創出をめざす、地域団体「シモキタ緑部会」が発足した。
- ・世田谷区が提示した地下化に伴う上部利用計画の当初案では、まちに緑が少ないと感じた「シモキタ緑部会」が緑を増やす提案を北沢PR戦略会議で行った。
- ・「シモキタ緑部会」は、会議に出席するほかに、見学会や勉強会等の緑化に関連する独自の活動を開始し、SNS等で情報発信も行った。
- ・「シモキタ緑部会」は、世田谷区や小田急電鉄の上部施設に関して、ランドスケープデザイン会社と協働して、様々なアイディアの提案を行った。

ターニングポイント② 下北線路街園藝部（シモキタ園藝部）が発足

- ・「下北線路街」の検討段階から関わった「シモキタ緑部会」の活動を引き継ぐかたちで、小田急電鉄の植栽管理を担う「下北線路街園藝部（シモキタ園藝部）」が発足した。
- ・小田急電鉄による「地域の人たちがやりたいことを支援する」という「支援型開発」コンセプトを背景として、「まちのひとがまちのみどりを育み、活用する」新しい植栽管理のモデルとした企画をフォルク社が提案した。その後、準備のワークショップを半年ほど重ね、2020年3月に下北線路街園藝部が発足。2021年8月には一般社団法人シモキタ園藝部として法人化した。
- ・下北線路街全体の植栽管理を小田急電鉄より委託を受けるとともに、緑に関するイベント活動を通じて、設立当初20名だったメンバーが200名ほどまで成長を続けている。



連携による緑地管理
引用「北沢デザイン通信第9号（2023）」

E 「シモキタ園藝部」とみどりのまちづくり（東京都世田谷区） 都市公園新時代の観点からみた工夫点

⑤担い手の拡大と共創

計画・設計時から維持管理までの参画

- ・「みどりのまちづくり」を進めていくなかで、公園整備前の計画・設計段階から、「北沢PR戦略会議」にある「シモキタ緑部会」において、**まちなかのみどりを増やすことについて住民同士の議論を通じ市民の意見を積極的に取り入れた。**
- ・「シモキタ園藝部」の前身である市民団体の「シモキタ緑部会」やランドスケープデザインの専門家が協働して、線路跡地の街づくりのデザイン検討から関わり、**自らの提案に対して責任を持つ体制を構築**することで、市民が実現したいみどりの環境（緑地）をつくり出した。
- ・下北沢駅南西口の緑地が開園した後も、法人化した「シモキタ園藝部」が小田急電鉄より委託を受け、市民協働による植栽管理作業や行催事を実施するなど、**継続的に関わる体制を構築**している。

⑥自主性・自律性の向上

住民が参画できる場の設定と運営

- ・世田谷区では、参加と協働を掲げ小田急線上部利用の街づくりに関する情報の共有や市民の意見を聞く場として「北沢デザイン会議」を開催。
- ・市民が主体となって、まちの魅力を高める地域活動の場として「北沢PR戦略会議（現：シモキタリングまちづくり会議）」を開催し、区としても市民活動を支援している。
- ・市民団体である「シモキタ緑部会」は、会議への参加を契機に、**見学会や勉強会等の緑化に関連する独自の活動を広げていた。**
- ・世田谷区では行政が、市民の意見を聞く場の「北沢デザイン会議」及び、まちの魅力を高める地域活動の場の「北沢PR戦略会議」といった会議の開催や、まちづくりを進める市民活動の支援等を通じ市民と対話しながら、**自主的に取り組む市民を支援する仕組みづくり**を行った。



3. 実践者たちが本音で語る 「使われ活きる公園」とは？

4. 実践者たちが本音で語る 「使われ活きる公園」とは？

A 開催概要

オンラインセミナー

「都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」

3. 実践者たちが本音で語る「使われ活きる公園」とは？

オンラインセミナー

「都市公園新時代 ～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」の記録より

国、地方公共団体、市民、民間事業者をはじめ、多様な主体が協力して「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言（R4.10）」の趣旨を踏まえた取組を加速させていくにあたり、令和5年12月にオンラインセミナー「都市公園新時代 ～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」を開催し、都市公園等を使いこなす実践者による事例発表やトークセッションを通して「使われ活きる公園」を実装するためのヒントを探りました。

本章では、全国各地の「使われ活きる公園」実践の一助となるよう、このセミナーの成果から得たヒントをまとめました。

A 開催概要

○開催概要

開催日時：令和5年12月21日（木）14：00～17：15

開催方法：オンライン（Zoom ウェビナー）

主 催：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

○プログラム

第1部 事例発表：市民の力がみどりとまちの価値を創造する！

事例① 地域みんなで管理・利用し幸せになる公園経営

～公園を行政や企業の支援もいただいて、地域の暮らし手が主役になって管理し利用しよう～
富永 一夫 氏

事例② まちを舞台に

～花のまちづくり～
内倉 真裕美 氏

第2部 事例発表：行政が仕掛ける公共空間活用トライアル、そのマインドとは？！

事例③ リスクを背負わずして公共空間に笑顔があふれるか？

～公共空間の使いこなしに向けた突破力と行政マインド～
栗本 光太郎 氏

事例④ 公園をリビングラボに変える社会実験「おそとチャレンジ」

～みんなの「やりたい」を叶える、開かれた場所へ～
葉山 和則 氏

第3部 トークセッション

～都市公園新時代に求められる柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創とは～
町田 誠氏をモデレーターに、第1部、2部の登壇者と辻野 恒一氏（国土交通省）の6人でのトークセッション

※登壇者紹介は次ページを参照

○登壇者のご紹介

※敬称略、登壇者経歴は令和5年12月時点



四角四面な議論よりは、
ギリギリ危ないところは寸止めにするぐらいの、
そういう話を皆さんで
共有していきたいと思います！

町田 誠（モデレーター）

（一財）公園財団常務理事

1982年建設省入省。国際園芸・造園博覧会ジャパンフローラ2000、2005年日本国際博覧会（愛知万博）、東京都公園緑地部長、国土交通省公園緑地・景観課長など。国土交通省PPPサポーター。

富永 一夫

（一財）地域活性化センター フェロー

1999年47才で脱サラし、NPOフュージョン長池を創業。震災が発生した時に、住民同士で有事の共助をするためには、日常的な小さな共助を育てる必要がある。2006年八王子市都市公園指定管理者になり、地域みんなが幸せになるための公園経営を模索中。2017年65才で事業承継を完了。



内倉 真裕美

ガーデンアイランド北海道理事長、恵庭花のまちづくり推進会議会長。全国的に有名になった「花の街」北海道恵庭市恵み野の仕掛け人の一人。9つの花の組織を立ち上げ花のまちづくりを展開。全国的な賞も多数受賞。2001年より北海道のオープンガーデン雑誌「オープンガーデンオブ北海道」を発行。洞爺湖サミットの花の町並みを提案。地元フレスポガーデン「みんなの丘」のデザイン担当。2014年～恵み野商店街のガーデンプロデューサーとなり2015年「第26回緑の景観デザイン賞」最高賞の国土交通大臣賞受賞他数々を受賞。第39回全国都市緑化北海道フェア「ガーデンフェスタ北海道2022」開催に向けて行動を興し、人口7万人の恵庭市をメイン会場とし市民による開催を提案し実現。



栗本 光太郎

豊田市 市長公室 経営戦略課 副主幹

2021年豊田市役所経営戦略部長を最後に定年退職（技術系土木職）。現在は再任用職員として、現役時代につながれたご縁をもとに行政施策となるタネを探し回っている。都市整備部長時代（まちづくりに従事）は、リスク回避型職員と自己中型既得権益者との対峙に明け暮れていた。



葉山 和則

京都市 総合企画局 都市経営戦略室 戦略マネジメント課長

2003年に京都市役所入庁。広報等企画業務に多く携わり、日本広報協会の主催する「全国広報コンクール」で内閣総理大臣賞等を受賞。2020年から3年間、公園利活用の担当となり、多様な主体の参画による柔軟な公園運営の仕組みづくりに尽力した。



辻野 恒一

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 国際緑地環境対策官

1997年に建設省に入省し、都市局、中部地方整備局、九州地方整備局、滋賀県を経て、2021年7月より現職。国際緑地環境対策官として公園緑地事業予算、都市公園整備・管理運営に関連する業務を担当。



4. 実践者たちが本音で語る
「使われ活きる公園」とは？

B 都市公園等を柔軟に使いこなす
実践者たちに聞く

オンラインセミナー
4人の事例発表より

B 都市公園等を柔軟に使いこなす実践者たちに聞く

4名の事例発表より

① 地域みんなで管理・利用し幸せになる公園経営

(富永 一夫)

ポイント! 地域資源融合型の公園経営、先駆者の心構えとは？

■地域資源融合型の公園経営をすると、お花畑のように、地域の人たちの嬉しそうな顔が生まれてくる

- ・財産所有者である行政を【岩盤】、公園を経営する指定管理者を【表土】として捉えること。しっかりとした【岩盤】の上に、柔らかくて栄養豊かな、いろいろな「さじ加減」が上手にできる【表土】があると、地域住民が喜んでくれるお花畑のような仕組みが生まれる。
- ・「あなたたちはよくやっているね」と、【恵みの雨】のような人（物やお金を持って来てくれる人）、【風】のような人（役立つ情報を運んでくれる人）が現れる。そして成果が上がってくると、【太陽】のように褒めてくれる人（マスコミや表彰してくれる行政など）も出てくる。

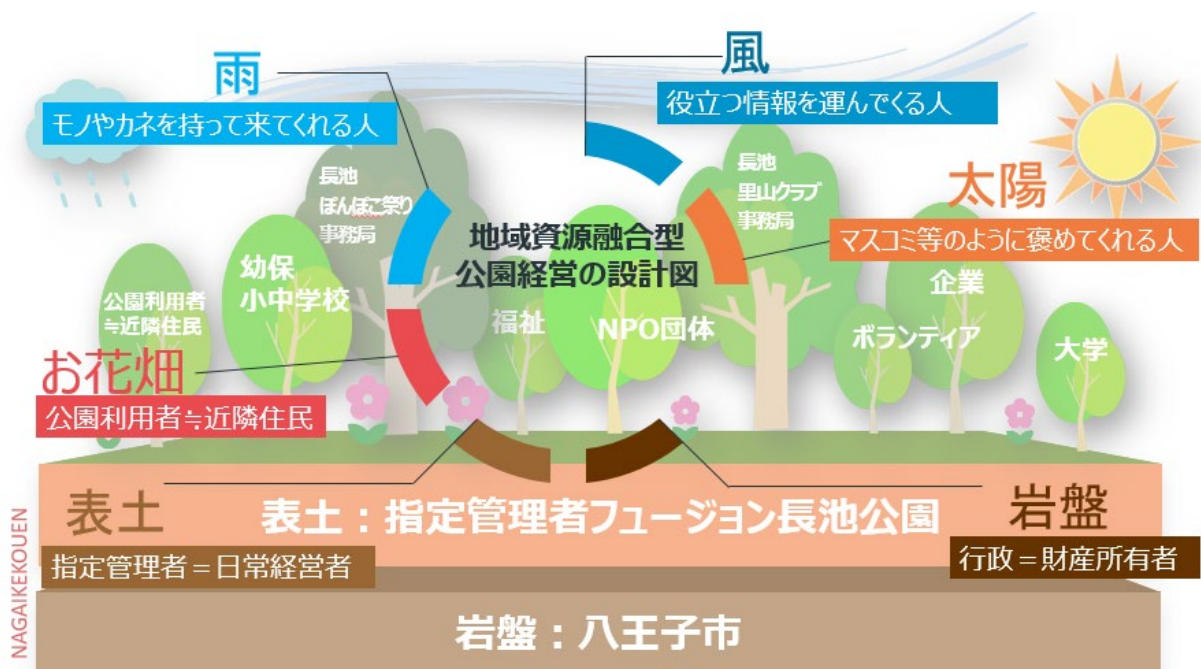


図1：地域人で管理し利用する設計図



写真1：いきがい就労のパートタイムスタッフと職員との樹林地管理



写真2：指定管理者（NPO職員）による生き物案内

ポイント！ 経営の四資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の多様性を構築

■多様なヒト

- ・地域の住民、企業、教育機関、福祉施設、行政などみんなで、公園の管理・運営・利用をシームレスに取り組む。
- 行政：八王子市公園課、東京都公園協会、総務省、国交省等
- 企業：造園や電気設備業、『平成狸合戦ぽんぽこ』のアニメの生まれた街としてスタジオジブリ、カゴメ等
- 教育機関：幼稚園、保育園、学童・児童館、小学校・中学校・高等学校・大学の児童生徒や教育関係者
- 福祉施設：障がい者も当然地域の一員として一緒に物販や清掃など仕事として（お金にもなる形で）協力

■多様なモノ

- ・不動産が一番大きな財産。公園施設（長池公園内の自然館など）や、スタジオジブリから無償貸与された『平成狸合戦ぽんぽこ』の原画なども財産。

■多様なカネ

- ・市からの公園の指定管理料に加えて、広報誌の広告掲載料など様々な形でお金を生み出す努力をする。

■多様な情報

- ・様々なものが情報発信の主体であるということを、具体的に一個一個丁寧に組み立てる。長池公園で発信する情報も、樹名板、サインボードなども全部、情報発信の道具であり財産。「スマートパークアイ」という管理情報システムアプリも、地域の人と一緒に作って活用中（写真4）。

■地域みんなで管理、運営、利用して、みんなが「自分の公園なんだ」と思うような公園経営をしていく

- ・禁止だらけの公園、マナーが良くない公園、いろんな問題がある公園と言われるけれど、そうではなくて、年に1回だけ遊びに来る人も、毎日公園で働いている人も、みんなが「自分の公園だ」と思える公園経営をやっていくこと。
- ・大きな公園は管理者も力のある組織になるけれども、小さな公園では地域の人自分たちの身の丈で管理、運営して、利用していける。すると、自分たちにとって心地がよくオープンマインドで、「この公園があるから地域で暮らしやすいのだな」と思えるような公園ができる。



写真3：長池里山クラブ（年間を通して里山の暮らしを体験するプログラムを実施）

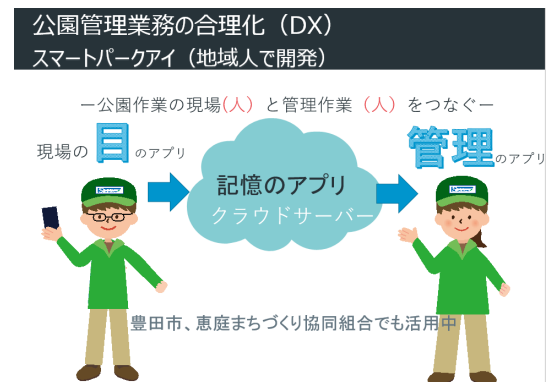


図2：管理情報システムアプリ「スマートパークアイ」

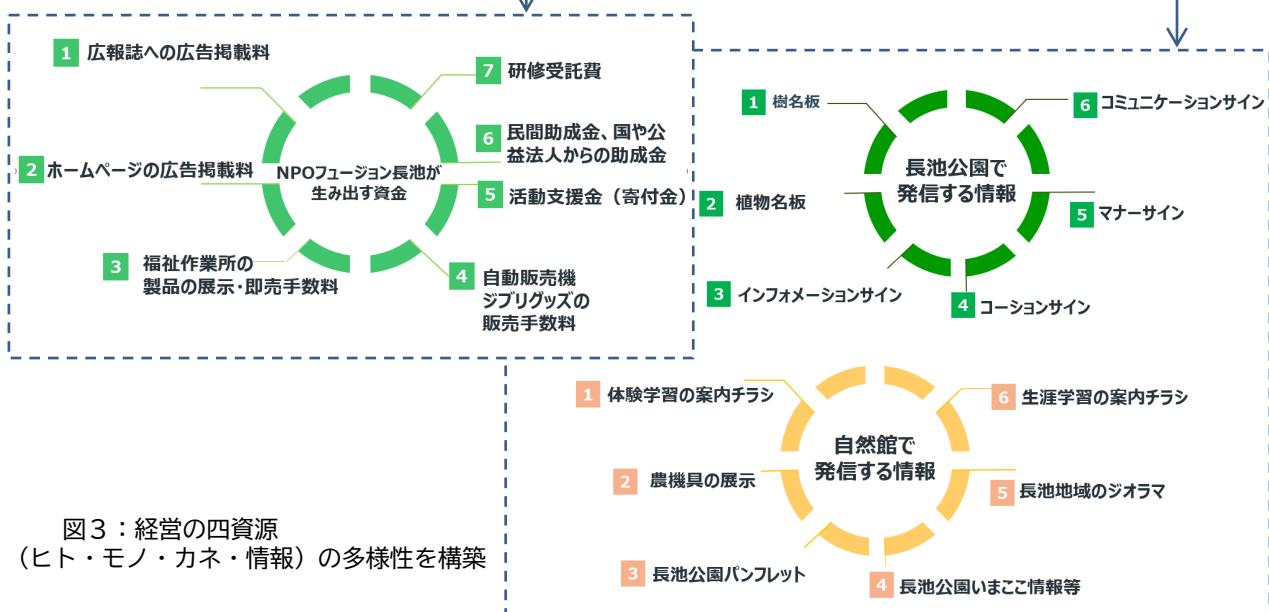
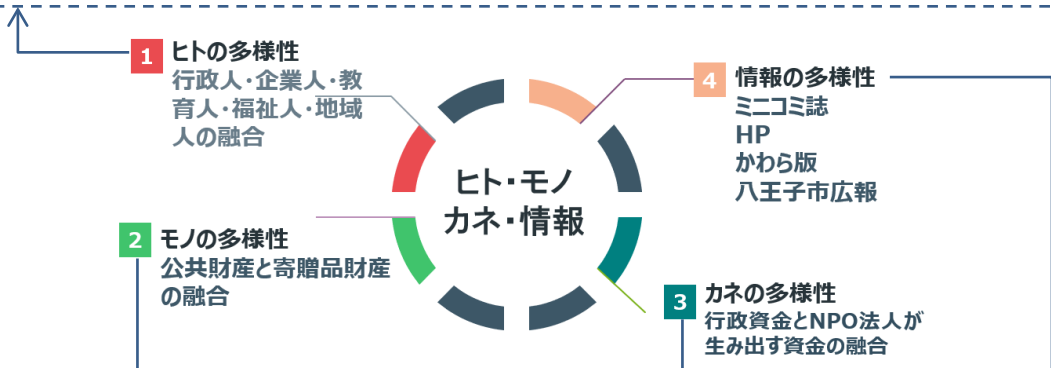
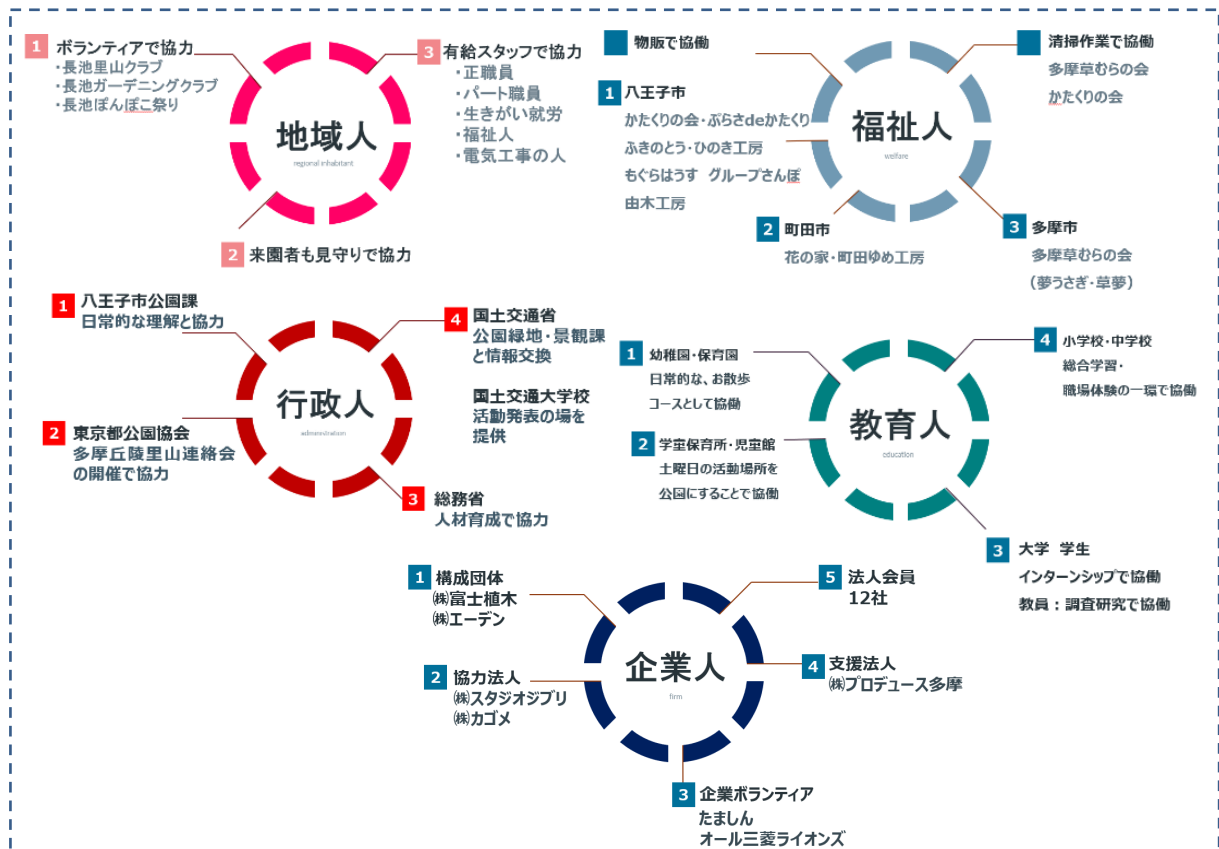


図3：経営の四資源
(ヒト・モノ・カネ・情報)の多様性を構築

【図、写真の出典】
R5.12.21 開催オンラインセミナー 富永氏 事例発表資料(一部編集)

② まちを舞台に 花のまちづくり

(内倉 真裕美)

ポイント！ 周りの人をどんどん巻き込む、そのプロセスとは？

■「恵み野を子どもたちのふるさとにする」という思いからスタート

- ・恵み野を子どもたちのふるさとにしたい、そして文化の薫る街にしたい。歴史というのはゼロからつくり上げていくしかないのだなと思い、街づくり組織を作ることと、子ども文化を育てることを2つの大きな柱として計画を立てた。

■第1ステージ：恵み野全域を周って庭の写真を撮り、勝手に審査、勝手に表彰！

- ・恵み野全域を回り、すてきな庭の写真を撮影して、勝手に審査、勝手に表彰すること続けた。すると、花のまちづくり組織を作る必要性にせまられたので、恵み野の4つの町内会、小中学校、商店街等の13団体で「恵み野花協（美しい恵み野花のまちづくり推進協議会）」を作った。
- ・「恵庭花とくらし展」をきっかけに、オープンガーデンを紹介する花マップを配布。これが花のまちづくりのきっかけになった。

■第2ステージ：個人のオープンガーデンからコミュニティーガーデンへ

- ・約10年前から、花のまちづくりは個人のオープンガーデンからコミュニティーガーデンへ向かう。商店街や商業施設のガーデンデザインや、市民参加で公園や道路の緑地の管理運営をしてイベントも実施（写真4～7）。

■第3ステージ：100年後も変わらぬ笑顔のために、代わって・替わって・変わり続ける

- ・1人が一生懸命やるのではなく、みんなで役割を分担し、代わること。
- ・世代は循環するように、ちゃんと回し続けること、替わること。時代の変化やニーズに合わせて、自分たちも変わり続けること（図6）。



写真4：恵み野西口フレスポ：「みんなの丘」プラン



写真5：恵み野中央公園（アナベル収穫）



写真6：恵み野商店街イベント（シーニックナイト）



写真7：恵み野花協（中学生への花植え指導、苗提供）

恵庭花のまちづくり年表

[illegible]

図4：恵庭花のまちづくり年表

ポイント！ 「花のまちづくり」を進めるためのヒント

■住みたいまち、魅力的なまちづくりに、市民がどれだけ関わるかがポイント

- ・住みたいまち、魅力的なまちとは、美しい景観や子育てのしやすさ、健康づくりの場や活力のあるまちということ。恵み野ではこの中心に「花のまちづくり」を置いて、暮らし続けられる地域、循環するまちづくりを進めている。
- ・人口7万人の都市が、どのようにして都市緑化フェアなどの大イベントを成功させられるのか？市民がどれだけイベントの運営に関わるのかが重要なポイント（図5）。恵庭の場合は、ボランティアで結成したサポーターズクラブが運営からずっと関わってきている。

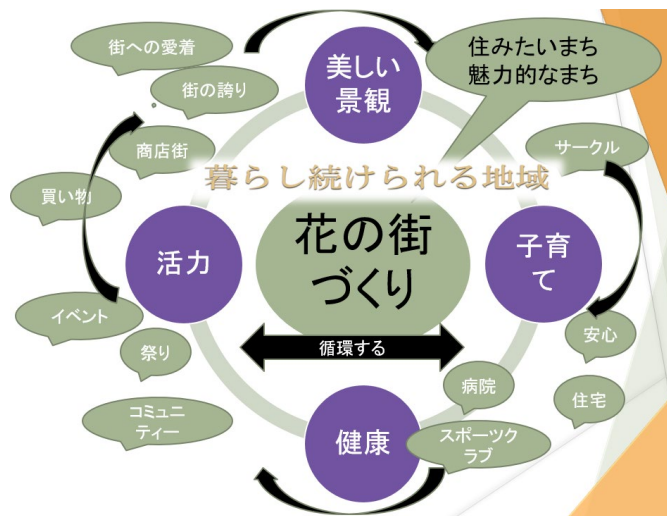


図5：花の街づくり

■市民が関わることで、「公園」をまちが変わっていく一つのチャンスにする

- ・私は公園が、恵み野がこれから変わっていく一つのチャンスになるのではないかと思います。供用開始から39年が経過し、施設の老朽化や公園機能と利用者ニーズの不整合が課題となっている恵み野中央公園では、改修基本計画（案）の検討を目的に「恵み野中央公園を考える会」を発足。第1回目のワークショップでは、公園の使い手でもある子どもたちも参加した。
- ・花の拠点施設「はなふる」では、「ウォークスルー」という取組を実践。行政、管理者、設計者や専門家、市民等と一緒に現地を回り、課題の共有やデザイン性の検証、解決策や将来的なビジョンを話し合っている。
- ・オープンガーデンは自己実現と生活文化の場であり、観光にはならないだろうと悩んでいた。そして、やはり公園をきれいにし、人は公園に集まってもらうことだと思う。
- ・公園は整備された時は良いが、経年劣化やニーズの変化で利用が減少する、管理が行き届かなくなる、維持管理経費がかかることなどが課題。でも、公園の目指したい形は、グリーンインフラとして防災機能などがあり、市民のニーズに合って賑わいのある場であること。利用し続けられる公園でいるためには市民も管理に関わること。
- ・中間支援団体がいることで、公園の管理だけでなく公園の活性化に向けた事業ができる。あと、お金を生み出す方法を考えていくべきで、そのためには公園自体が観光地となり、利益を生むことも大事。

変わらないために…変わる！！

100年後も「今」の笑顔が変わらないためにこれからも

代わって	替わって	変わり続ける
組織としての役割を誰か一人や少数人数に任せるのではなく、役割や、関わる人が代わることで、助け合う。協力し合う。	世代が替わる（循環する）。循環し続けるために若い人へのアプローチやコミュニティーを大切にして、若い世代に受け継いでいけるような内容にシフトしていく。	自分たちが「変わる」変化に対応する。今よりもっと良くなるために、時代の変化やニーズに合わせて、自分たちが変化に対応する。既存の概念にとらわれず、自由に自分たちの思考を変えていくことで、より魅力的な花のまちづくりを目指す。

図6：代わって替わって変わり続ける

【図、写真の出典】 R5.12.21 開催オンラインセミナー 内倉氏 事例発表資料（一部編集）

③ リスクを背負わずして公共空間に笑顔があふれるか？ (栗本 光太郎)

ポイント！ 行政側の再認識（マインド）が突破力を生む

■市民の笑顔あふれる空間づくりのためにリスクを背負う

- ・豊田市では、まちなかの土地の4割以上は公有地（図7）。その公共空間を大胆に規制緩和するなどしていかに民間の方に使ってもらうか。その取組をせずに民間の方に賑わいづくりや活性化を委ねるのはおかしいと考えていた。
- ・公共空間の管理者である我々（行政）がリスクを背負ってでも、そこに市民の日々のアクティビティや笑顔があふれることをやるべき。関係者との調整や安全管理を図ったうえで、行政目線でのリスクのために公共空間の使いこなしをやめる選択肢はない。

まちなか(196ha)は約4割が行政が所有

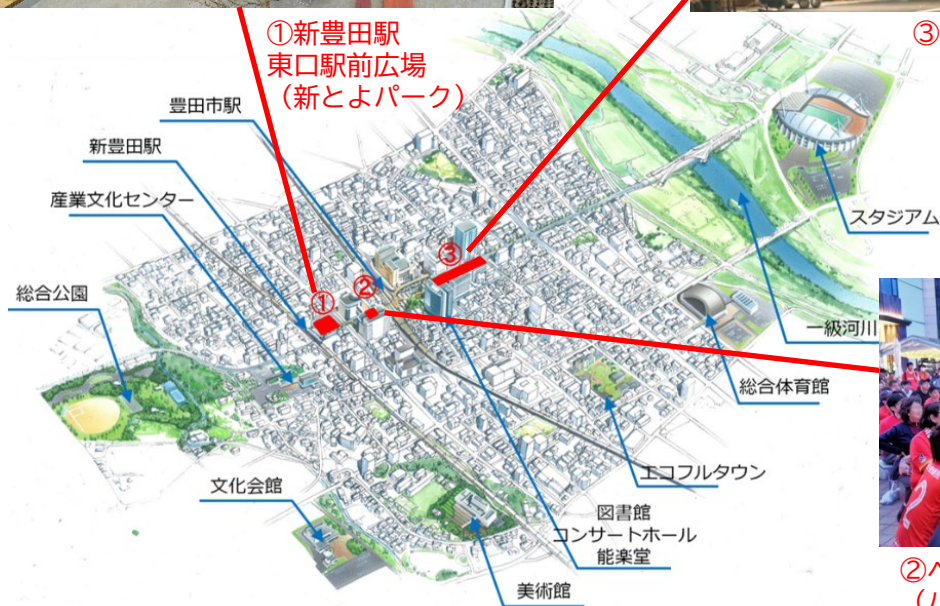


まちなかの大地主は行政である！

図7：まちなかの公有地

■よい空間づくりのために、行政側のマインドも変えていくべき

- ・公共空間を開放しようとする、前例踏襲で危ない橋は渡らない体質がある行政側からも、民業圧迫等の理由で民間側からも抵抗があった。でも、よい空間ができると人が来て活性化して売上が上がったりするので、事業を進めるにつれ、そういう声は小さくなっていく。
- ・昔の「よい時代」（人口増加&潤沢な税収）を生きてきた行政職員のマインドを変えていくことも今後の課題。



③県道豊田市停車場線を封鎖（FMX 会場）



②ペデストリアンデッキ広場（パブリックビューイング）

図8：リスクを背負う①②③ 取組位置図

ポイント！ リスクを背負う① 道路区域から除外！自由と責任の下で使いこなす、新とよパークのリニューアル

■道路区域から除外し、何か問題があれば行政が全て責任を取る空間としたことで自由な使いこなしを実現

- ・新とよパークは、豊田市駅から徒歩3分のまちなかに立地。リニューアル前は、法律による規制と「ダメダメ看板」による規制で蓋をされているようで、使わせないための場所としか思えないような状況だった（写真8）。
- ・リニューアルにあたり対象敷地を道路区域から除外し、豊田市の行政財産という位置付けで、法的な規制をなくした。広場は自由と責任の下で使うということで、「ダメダメ看板」は全て撤去した（写真9）。
- ・ボール遊び、ストリートスポーツ、火の使用、音楽演奏、イベント、出店、販売等を可能とする「できます看板」を設置（写真10～14）。ただ一つ、「朝の7：00～21：40 以外の間は、音の出る使い方はやめてください」というルールを掲げた。

参考）新とよパーク（新豊田駅東口駅前広場）の条例制定のポイント

- ・冒頭第2条で「市民等に、自由と責任の理念の下…」と理念を掲げている。条例の書き方としては異例だが、この文言により、しなやかな活用を促している。
- ・新とよパークは、リニューアルオープンから約3年間は条例を制定せずに運用していた。条例があると、何かをやりたいという市民の要望に対して、行政職員は条例の文言ばかりを見て判断してしまう。そうではなく、使いたい人の目を見て、相手との信頼関係をきちんとつかなで対応してほしいとの思いから。

■市役所 PC で四六時中見守り + 地元リーダーとの連携 + 警察の協力

- ・都市整備部の部長の机以上に、新とよパークの防犯カメラ映像が四六時中確認できるノートパソコンを設置。時間外のスケボー利用などの違反行為を確認した場合は、地元のリーダー格のスケートボーダーに連絡し注意してもらった。
- ・ノートパソコンの映像から何か異変を認めたら、現場に急行して対応した。すると警察も「ここは警ら対象ではないけれど、市の職員がそこまでやるなら、僕たちもついで見えあげよう」と協力してくれるようになった。



写真8：リニューアル前の新とよパーク



写真9：リニューアル後の新とよパーク

ポイント！ リスクを背負う② ペDESTロリアンデッキの一部を規制緩和 その後の管理運営を民間が担い、活発なイベント広場に

■規制緩和をした後が大事。行政がなかなかできないような空間使いができる民間事業者を選定した

- ・豊田市駅から新豊田駅までのペDESTロリアンデッキのうち、20×20mの400㎡を道路区域から除外し、豊田市の行政財産として広場にリノベーション。設置したコンテナと400㎡の管理者をプロポーザルによって選定した。
- ・コンテナの店舗の売り上げの5%は使用料として市へ納入、それ以外の収益でいろいろなイベントを実施することをプロポーザルの条件とした。
- ・道路法、道路交通法の許可を取らずにイベント開催が可能となり、パブリックビューイングや盆踊りなど様々なイベントが展開された（写真15）。



写真15：ペDESTロリアンデッキ広場（橋の上音楽祭）

ポイント！ リスクを背負う③ 県道をバイクが飛ぶFMX会場に

■道路空間を貸してくれれば運営費は民間が全て持つ。さあ、行政、やれんのか？

- ・再開発したビルの竣工イベントの開催にあたり、FMX（フリースタイルモトクロス）の運営者が、道路空間さえ貸してもらえればFMXの運営費は民間が全て持つ。さあ、行政、やれんのか？と言ってきた。これはやるしかない、といういろいろ動くことになった。

■実現方法は規制緩和ではなく、関係部局への段階的な交渉を粘り強く行ったこと

- ・まず、県道豊田市停車場線の封鎖について関係部局と協議し、この場所で実施する必要性を主張。次に、公道でのFMX実施（地上10mをバイクが飛ぶ）にあたり、飛距離や放物線を分析、バリケードを作り、具体的な安全確保策を提示。粘り強く交渉した。

■イベントを楽しむ市民の方々の満面の笑顔。このために我々はやっている！

- ・実際はバイクが飛ぶたびに無事を願ってひやひやしていた。でもその横で、市民の方々が、まさに花火を見るように上を見上げて満面の笑顔。こういった市民の方々の笑顔を、この道路空間の上で実現したくて、我々はやってきた。

【図、写真の出典】

R5.12.21 開催オンラインセミナー 栗本氏 事例発表資料（一部編集）

④ 公園をリビングラボに、社会実験「おそとチャレンジ」 (葉山 和則)

ポイント！ 社会実験「おそとチャレンジ」を始めた背景

■公園をリビングラボに変える社会実験、「おそとチャレンジ」とは？

- ・市民や企業、NPO 団体等々が、ビジネス手法により地域課題の解決に繋がるプロジェクトを模索・企画する場。
- ・公園によりニーズも様々なので、地域の皆さんが「この公園では、こんなことができるのではないか？」と考えるきっかけを作る。実際に何かチャレンジしながら、結果を皆でシェアしていくと理想像が見えてくるのではないかな。そのプロセスを社会実験で共有する取組、それが「おそとチャレンジ」(図9、写真16)。

■良くも悪くも「行政あるある」

- ・攻めの広報、大量の苦情や市民の声を聴く広聴など、公園部局以外でのキャリアは公園の仕事にも大いに活かすことができる。
- ・賑わい創出、地域活性化、民間活力導入…などの言葉が飛び交っているが、これらは手段なのに目的化していることが多い。

■地方公務員として感じる今の公園の課題…同じような思いの人、たくさんいるのでは？話し合えば解決できることもあるのでは？

- ・公園愛護協力会の高齢化。10年後どうなってしまうのだろうか。
- ・禁止だらけの公園ルール。自分が子どもの頃の公園は、もっといろんなことができた楽しい場所だったのに、今は居心地が悪い。

トライアルという打ち手



公園の在り方を見つめ直し、もっと楽しく、もっと多くの人がつながりあえる場所へ！
きっかけづくりのため、「公民連携 公園利活用トライアル事業」(おそとチャレンジ) 実施

図9：公民連携 公園利活用トライアル事業 (おそとチャレンジ)

ポイント！ プロセス① アイデア募集と説得、仲間集め

■机上の議論だけでは進まないの、まずやってみる、走りながら考える

- ・何か問題起きたらどうするのか、失敗が許されない風潮が役所の中にもある。そこで「ちょっとやってみましょう、失敗しても実験なので」と、説得した。
- ・予算ゼロだったので、まず民間企業に対してアイデアを募集した。利活用のアイデアと共に清掃やマナー啓発など公園のためになることも実施すること、営利活動をする場合は一部を公園に還元すること等を応募ルールとした。
- ・行政と民間が一緒に社会実験をして、どうしたらできるか考えて実現させていく。そのプロセスに地域の人も巻き込んで、「聞いてない」と言う人が後で出てこないように、できるだけ事前にいろいろな人に丁寧に話をしながら、その過程で仲間も増やしながら進めていった。

ポイント！ プロセス② 社会実験開始、理念をしっかりと伝えていった

■1年目：規模や立地条件が異なる3公園で開始、アンケートにより評価を検証

- ・キッチンカーから始めたが、これだけでも骨が折れた。市内には「焚き火禁止」の看板が立つ公園もある中、いきなり「キャンプやっちゃおう」という話が出てきたので、怒られるのを覚悟の上で、「1000年先を考える防災キャンプ」と京都らしい防災の名目を付けるなどして、理念をしっかりと伝えて理解を求めた。
- ・アンケート調査の結果、好意的な評価が増えてきた。公園で何かを仕掛けると人がたくさん訪れて、人の目が増えることでマナーや治安が良くなる、ということを立証できた。

■2年目は公園の数を増やして募集、倍以上の提案が来た

- ・収益よりも社会課題解決のためにチャレンジしたいという企業の提案が多く驚いた。企業は公園という場所の可能性を感じて、自分たちが公園で何かすることで社会に良いインパクトを残せるのではないかとこの感覚で関わってくれる。
- ・地元の人たちも、自ら何かをやりたくなってきた。宝が池公園の利活用推進運営委員会では、自治会の人たちが民間企業を連れて来て、一緒にバーベキューをやりたくて提案し採択された。様々なかたちで柔軟に使える公園を皆さんが求めていると感じた。

おそとチャレンジの基本スキーム

営利活動や様々なアイデアのイベントなど、柔軟な利活用企画を民間企業等から募集

主な条件

- ・清掃やマナー啓発等、公益に資する取組を義務付け
- ・営利活動を行った場合は、売上の5%を還元

行政（公）・民間企業（民）で連携して提案内容を「社会実験」として実現

地域が積極的に参画する企画も！



取組を通じて、地域・民間企業・行政等が対話・交流し、みんなで公園の理想像について考え・行動する（仲間づくり）

図10：おそとチャレンジの基本スキーム

三方良しの公園利活用を



図 11：三方良しの公園利活用

ポイント！ 社会実験の成果と課題まとめ

■5つの成果と4つのポイント

- ・ **成果①価値創造**：どんな公園でも工夫すれば、たくさんの方に利用していただける。その良さをみんなに認識していただける。
- ・ **成果②社会課題の解決**：例えば企業と福祉団体が連携して、インクルーシブな遊びの場をつくる。モバイル屋台などにより、障がいのある方が公園に来た人をもてなすようなきっかけを作る。子ども食堂の方々は、公園でのイベントと連動して、子どもたちがお手伝いしたら使えるチケットを開発していた。
- ・ **成果③公園課題の解決**：新京極公園には喫煙者マナー違反や自然環境が劣化している問題があったが、その解決策をみんなで考えて公園全体の再配置検討や、自然環境保全・再生に取り組んだ。その過程で仲間も増えていった。
- ・ **成果④地域コミュニティの活性化**：公園の活動は楽しいので人が集まる。そこから自治会に加入するなど、公園が地域コミュニティの入口にもなっている。
- ・ **成果⑤担い手の発掘**：新京極公園でも公園愛護協力会の高齢化が課題だったが、「おそとチャレンジ」の取組を通じて若い世代に代替わりした。宝が池公園ではクリエイター、大学の研究室など様々な方が関わっている。
- ・ **ポイント①販わいの創出よりも地域課題の解決**：これが公園の利活用する上での大きな目的。地域課題の解決ができれば、販わいは勝手に付いてくる。
- ・ **ポイント②多世代交流の促進**：担い手の発掘と育成につながる。
- ・ **ポイント③共創**：多様な主体が集まることで、単体ではできなかった解決策が生じる。
- ・ **ポイント④人口減少対策**：お金で人を呼ぶ必要はない。公園を開かれた場にしていけば、どんどん住みたいまちになっていく。

■2つの課題と3つの解決ポイント

- ・ **課題①社会実験の取組の継続**：続けるにはお金もハードもマンパワーも必要。
- ・ **課題②天候が公園の弱点**：雨、暑さなどの天候が原因でイベント中止や公園の居心地が悪くなってしまうことが多い。
- ・ **解決ポイント①**：地域が主体となって公園のルールをカスタマイズする。
- ・ **解決ポイント②**：地元の人だけでルールをまとめきれない問題に対して、民間企業やNPOなど外の方が財源や人材面を支える仕組みをつくる。
- ・ **解決ポイント③**：地域が望めば、公園での活動拠点となる施設整備を可能とする仕組みをつくる。企業提案により北鍵屋公園（2000㎡程度の街区公園）に交流拠点付コンビニエンスストアを設置、運営する実証実験を進めている。

ポイント！ 社会実験を地域みんなで進めて継続していくためのヒント

- ・社会実験を進めるにあたり、あとで炎上しないように、ゼロベースから徹底的に議論した。理念をしっかり説明した上で地域と何十回も話し合い、地域が望まなければ、これはやりませんときっぱり伝えた。公園をどのようにしたら地域のためになるのかをみんなで探していくうちに、地域からプロジェクトチーム作ろうという話があがり具体化していった。
- ・おそとチャレンジ実施公園は、そのほとんどが取組を継続して、それぞれのやり方で各公園の未来像を描いている。地域・企業・行政がとても仲良くなり、緊迫する時があっても同じ目線でまちを作っていくことが実感できている。
- ・公園は利害が対立する現代の縮図のような場所だけど、多くの出会いや気づき、学びがあり、人を変え、つなぐ力がある。社会問題を公園から解決するという1歩をみんなが踏み出せたら日本が良くなると思う。
- ・行政の方は特に、行政が踏み出し本気になったら、地域や企業の方は本気で向き合い仲間になってくれるので、行政の側も一緒に公園を開かれた場にしていけると、僕もうれしい。



写真 16：キッチンカーによる飲食物販売、BBQ や防災キャンプ体験、地域交流イベントなど
R3 年度よりスタートしたおそとチャレンジ
(宝が池公園、竹間公園、新京極公園、途中で船岡山公園追加)

【図、写真の出典】

R5.12.21 開催オンラインセミナー 葉山氏 事例発表資料（一部編集）

4. 実践者たちが本音で語る
「使われ活きる公園」とは？

C トークセッションの記録

C トークセッションの記録

4名の事例発表を踏まえて、登壇者6名（p42 参照）が「使われ活きる公園」のための担い手の拡大と共創、しなやかな仕組みをテーマに、トークセッションを行いました。本項では、そこから得たヒントとセッションの記録をまとめています。

① トークセッションからのヒント

ポイント！ 行政側の意識改革をまず第1歩としなければ、何も進まない

- ・本質的な問題として、公園等は公共空間・公共財産なので、その使いこなしには行政側の意識改革をまず第1歩としなければ、何も進まない。
- ・前例のないことでも、試行して成果があがり外部からの評価が多くなると、行政の考え方が変わってくる。
- ・前例踏襲や減点主義的な評価制度等により、新しいことにチャレンジしにくい風潮。組織として、失敗も成功へのプロセスとして加点するぐらいの空気感を作るべき。他方、チャレンジマインドを持った職員が増えている。
- ・行政の外の民間の方々と連携し、民間側が後押ししているという空気を作ることが出来ると、チャレンジマインドをもった職員が新たな取組を進める際に組織の中で挫折しそうな時の後押しになる。こういった点からも公民連携は重要。
- ・行政の言葉に民間の方が合わせるのではなく、責任論やコスト増を心配する言葉に対して、民間の方の言語を理解して周りに説明できる人間（翻訳者）を行政側に増やしていないといけない。

ポイント！ 民間側にパブリックマインドを持つ中間支援組織が必要

- ・民間の方と行政とでは、言語が違ふところもあるが、方向性や最終的に解決される課題が同じだったりすること多い。
- ・プロフェッショナルとして自律した、パブリックマインドを持った民間の中間支援組織（行政、民間事業者、利用者といったいずれかの立場に偏らず、中立的に様々なことを取りまとめる「言語変換装置」のような役割）が機能すると、担い手の拡大や自律性の向上、社会実験の取組も丸ごと解決しそうな気がしている。
- ・行政の担当者が人事異動で変わると、市民団体側が今までのことを教えるということを経り直す必要が生じている。中間支援組織が、行政と市民との通訳になって一緒に公園やまちを良くしていく役割が大事。ただし、「NPO だから任せる」ではなくて、「この人にだったら任せられる」という部分が非常に大事。

ポイント！ 利用ルールの弾力化など、しなやかな仕組みづくりを押し進めるためのヒント

- ・根本的なルールは都市公園条例で、細かなルールは条例に基づく規則等で定め、ニーズに合わせてルールを機動的に見直していくことが考えられる。その中には、しっかり決めておくべきものと、皆で話し合っていくものと両方あるとよい。
- ・地域の人と話し合っ変えていけるようなものであれば、ルールは作っておいた方がよいのではないか。ただし、必要以上に固めすぎない方がよい。
- ・社会実験を実施する際、使用料や占用料は行政が共催者として半分負担する減免策を講じることにより、取組を柔軟に進める方法も考えられる。
- ・大型イベントを機に、公園部局だけではない連携や市民のモチベーション向上などが進み、通常の公園の利活用ではなかなかできないことが一気に解決することもある。

ポイント！ 地域課題の解決に向けた公園での社会実験の進め方

- ・従来型の行政説明会ではなく、地域住民の考えを聞き出す中で、行政として課題解決策を示す等、会話のキャッチボールができる場をつくることが重要。
- ・まずはその公園で、クレームが起きない形でスモールに何か事を起こす。小さなワークショップやイベントをしたりしながら、地域の様々な人とコミュニケーションをとり、つながりを作っていく。
- ・公園でテストマーケティングや事業開発にチャレンジできるということにメリットを感じる企業も多い。地域の人たちと同じ目線で地域とつながることが企業の信頼や価値につながる、単なる収益だけでなく企業として社会と向き合っていることが長期的に見えると価値の創出になる、という考えもある。
- ・公園の最大の強みは「楽しい」ということ。大きなことからやろうと中々話が進まないこともあるため、小さくても楽しいことから始め、そこから仲間を増やしていくことが有効ではないか。

② トークセッションの記録

町田：

まず辻野さん、今日の4人のお話を聞いて、どんなふうに感じましたか？

辻野：

4名の方たちは、この資料（図12）の「公園」にあたる部分をまち全体や広場などに当てはめて取組を実践されていると感じました。

必要な3つの変革の一つとして「まちの資産とする」の意味は、アセットとしての広場や公園をフィールドとした地域づくりで、僕が感銘を受けたのは「子どものふるさとをつくりたい」というお話です。次の「個性を活かす」では、それぞれの場所を見極めて、オーダーメイドな楽しみ方を広げて創造することが重要で、4名の方も実践されている。そして「共に育て共に創る」では、中間支援組織等の重要性をうたっていますが、今回の4名の方、いずれも中間支援組織としての取組だったり、あるいはそういう人を活用したりすることを実践されていると思いました。

まさに都市公園新時代に実践しようとしていることの事例として、今日はよい紹介をしていただいたと思います。

■担い手の拡大と共創、自主性、自律性の向上について

町田：

担い手の拡大と共創、自主性、自律性の向上というテーマで、栗本さんから話をお願いします。

栗本：

全国の公園等の担い手の方々はこのようにところに困っているのでは？という意味でお話します。

まず、Park-PFIなどで事業者が参画している公園の評価会議では、Park-PFIが有効に機能して来園者にとって良い公園になっているかを評価しますが、その**評価委員は当該行政との利害関係がなく、正論をはっきり言える人を選定することが大事**です。

そして、公園等の公共施設を自治体が直営で管理運営する場合、スキル不在・責任回避・前例踏襲という空気が流れていると思います。中間支援組織が介在することによって、市民利用により適した管理をしてくれると思うのですが、中間支援組織も公共との間で契約関係があるものですから、市民が「こういう使い方をしたいんだけど」と公共に相談すると、責任回避や前例踏襲での答えが返ってきて、中間支援組織の方などがやりたいことをやれない、というケースがあるように僕は思うのです。そういう時にも、ビシッとものを言ってくれる評価委員が選定されているということは、中間支援組織の人たちのやり方や、これからやろうとすることに対する後押しになるのかな、というふうに思いまして、発言させていただきました（図13）。

町田：

ありがとうございます。ではここから、今のスライドを起点にして、話を進めていきたいと思います。

まず「自主的で自律的な担い手像」というのが、おそらく公共団体から見て好ましいのだろうなという意味で、こういうワードが選択されていると思いますけども、そもそも自主性や自律性のある担い手というのを、公園管理者側・公共団体側が認めてくれるのかなというようなことがまずあるわけですね。**本質的な問題として、公園の使いこなしによるまちづくりも、まず公共空間・公共財産の話であるので、役所側の意識改革をまず第1歩としなければ、何も進まない**のではないかとこの疑問が成立するわけです。ですから、恐らく栗本さんも、そういう気持ちがあると思うのですが、公共団体ができているか・できていないのか、やる気があるのか、そんなことが大前提になっています。

富永さんと内倉さんは最初のうち、公園の新しい担い手という形で、公園との関わりを持つ

ようになられたと思います。どういうふうに行政と付き合ってきたか、公園の担い手としてどんなことを感じたか、どんなことを望んでいるのかなどをお聞かせください。

富永：

行政の方と十数年付き合ってきました。10年以上の歳月はかかりましたけれども、行政の意識改革はかなり進んできたと思っています。けれども、**最初の頃はとにかく大変でした。利用者の利便性向上のために自動販売機を置きたいと言ったら、もう頭ごなしに怒られました。**「都市公園法の何たるかを心得てないね、あんたは」と。「物販なんかは一切許されない」というふうに、もうボロクソに言われました。けれども、**行政の方を説得する方法の一つは事実の提示**ですね。都立公園に行って写真を撮って、国営公園に行って写真を撮って「都立公園と市立公園は、同じ都市公園法に則っているのに、都立公園に自動販売機が置かれてOKで、なぜ市立公園には置いてはいけないのでしょうか」と言っ
て、意見をきちんと求める、そのように説得しないといけないんだなと思いました。

その次に、行政の方々と話をするときには、行政言語でなければいけないので、市の都市公園条例や国の都市公園法を読ん
でみました。**ほぼどこの公園条例にも明確に「これはいかん」とは書いていない**んですよ。だから、私の理解は、**「行政財産は皆の財産なので、毀損してはいけないということ以外は、皆が喜んでくれて許容するのなら許してもらえはすだ」ということを腹に置いて、ゆっくり時間をかけて説得してきた**のです。

町田：

富永さんのいらっしゃる八王子市は、指定管理者制度を導入したのが平成18年で、今は市全域の小さな公園も含めて900カ所の公園を7ブロック化しているという、ある意味すごく勇気のある、先進的な取組をされている。富永さん

が立ち上げた「NP0 フュージョン長池」以外の所は、民間の造園関係の企業さんが取られていますよね。指定管理者の中にNP0法人が入っているのは多くの事例がありますが、富永さんの所のすごいところは、NP0法人が代表団体になっているところですよ。頭になって、いろんな関連企業さんに従える形で長池公園をはじめ多くの公園を管理されている。だから、そこに至るまで、あるいはそれ以後も、行政の方々とは相当生々しく、せめぎ合いがあったのではないかなと思っています。

次は内倉さん。行政とのお付き合いで内倉さんはどんなふうに感じておられたかを、教えてくださいませんか。

内倉：

私の場合は30年前に、商店街の前の公共空間に花を植えるということから始まりました。**行政の人は、前例のないことをとても嫌がりますよね。**それでどこでやっているのかとか、そうやることで何かあったときに責任を取れるのかとか、「花植えて何の問題が起こるのかな」と思いましたが、**誰が責任を負うのかということが行政にとっては重要な**ですよ。それでこちらも組織を作り、一個人のお願いではなく、組織からのお願いということで進めていきました。すると**前例のないことでも、うまくいって外部からの評価が多くなると、行政の考え方が変わってくる、**というのは非常に感じています。

だから、委員を置くときに、最初はアリバイ工作のように「市民を置きました」みたいな感じなのだけれども、黙っていない市民の人が行くようになると、今度は「内倉さん、何かありますか」と聞いてくれるようになり、**思いつくことをいっぱい書いてレポートを提出**するようにしました。そして今、市民活動が非常に活発な恵庭市では、**市民の意見を聞いて、それを何とか形にしていこうという、素晴らしい行政の方がいっぱいいて、私は望ましいな**と思っていますところですよ。

町田：

行政側が随分変わってきている、素晴らしいお話をいただきました。こういうのを聞いていて、行政の立場に身を置いていた葉山さん、栗本さんは、どんなふうに感じていますか？

葉山：

富永さんのお話で「そうだな」とすごく思うのは、言語。民間の方と行政とでは、言語が違うところがあるけれども、実は向いているところは同じだったり、最終的には同じ課題の解決になったりすることも多かったりする。行政の言葉に民間の方が合わせるのではなくて、行政が合わせるというか、自分たちのほうで変えて、それを周りの行政に翻訳できる、**翻訳者が行政には必要**だなと今は痛感しているところです。どうしても**責任論**とか「**それで何かあったらどうするんだ、それは今の行政のコストを増やすことになるんじゃないか**」という言葉に対して、民間の方の言語を理解して「**違うんだよ、実はこうなんだよ**」と周りに説明できる人間を増やしていかないといけないと思いました。

町田：

ありがとうございます。栗本さんはどうでしょうか。

栗本：

公務員の減点主義のような評価制度ですかね。入庁時の自分の持ち点 100 点が、失敗したり、ミスしたり、何かやっちゃうと減っていくという。今は良い取組に加点してくれるのですが、失敗して減点というのは、職員時代ずっと付いて回るようなイメージがあるので、**職員は前例踏襲だとか、新しいことをしない向きになる**ように僕は思うんです。だから**組織として、失敗は成功のための取組なので、失敗も加点するぐらいの空気感を作らないと守りに入ってしまう**。ただ**今、若い人はガンガンやっていこうという人がすごく多い**と僕は思っているんです。

かつての「よい時代」を生きてきた人の中には、当時のやり方がベストだと思い込んでいる人もいますので、そういう人たちに、「新しい取組をしたら、こんな空間が生まれたんだよ」ということをどんどん見せてあげれば、考え方も変わるのではという期待を持っているし、**過去と比べて職員たちは公共空間を活用しようという思いが上がっていることは間違いない**と思っています。

葉山：

ちょっと乗っかっていいですか。栗本さんの話、すごく大事で、**うちの市役所でも若い職員でチャレンジするマインドを持った人、すごい増えています**。ですけど、市役所の若い人の思いについていけない上の人が多かったりするので、栗本さんみたいな人が上司だったら、メチャメチャいいまちになると思うんですけど、そうではないので、職員を辞めてしまう案件があります。**チャレンジ マインドのある若い職員が結局つぶされて辞めそうになる、みたいな時に、外の民間の方々と連携することで、民間側もチャレンジを後押ししているよ、という空気をつくることができる**と、**その子たちの努力も報われていく。公民連携ってすごい大事**だなと思います。

町田：

私もいろんな所で、いろんな地方公共団体の方々と、いろんな立場と一緒に仕事すること多いのですが、大きな課題をクリアしていく時のパターンの一つは、課長さん以下全員が固まっている時。そのぐらいの塊があると、部長や副市長だとかを抜いていく感じはあります。それからもう一つは、これはひょっとしたら栗本さんを見ていたからかもしれないですけど、部長は単独で課題を抜いていっちゃう。部長という職域の方々は、上下に相当影響力を持っているという実感があります。

意外と物事が動かないのは、一番てっぺんにいる人が下の人たちに「やれ」と言うパター

ン。そういう指示の仕方は意外と、単純にそれだけでは話が動かなかったりします。

今の栗本さんや葉山さんの話もそうですが、**「やろう」という気持ちを組織の中でつくっていくのがすごく大事で、そういう土壌が形成されないと、担い手というような人が活躍するシーンが発生しないのかな**と思っています。

参加者の方からの質問で「担い手の人たちは、公園の設計・構想段階で公園管理者である公共団体にどのような要望をしていますか？」とあります、どうですか、その辺。公園のこれからの設計や再整備などについて、どのような要望を持たれているか教えてください。

富永：

やはり様々な公園の設計や整備などもひっくるめて、**民間側にパブリックマインドが理解できる、民間人の中間支援組織が必要**だと思います。ニュートラルに世の中のど真ん中にいて、**行政の立場も、業者さんの立場も、利用者の立場も、様々なことを取りまとめる「言語変換装置」**みたいな。インターネットで言えば、プロバイダーやサーバーのような、意志を持った中間支援みたいなものが必要だと思うんです。

行政の方は異動されるので、人が変わると、どうしても温度差が出ます。民間は民間で、誰か声の大きい人がいろいろと言い始めると、皆しゅんとして黙ってしまいます。そういうところをいかにバランスが良く取りまとめていけるか、**プロフェッショナルとして自律した、パブリックマインドを持った民間組織**みたいなものが出来上がってくれば、**担い手の問題も、自律の問題も、社会実験も、様々に繰り返していくような問題も、全部丸ごと解決しそうな気がしている**んですよね。それが私の意見です。

町田：

内倉さんにもう一つ質問が来ています。「公園の管理者側の協働担当者みたいな人たちの、

その立ち位置やポリシーなど、どういうスタンスで対話してくることを望んでいますか」という質問です。

内倉：

私の立場から言うと、公園管理者というよりは、市役所を通じてのほうが多いです。「今年の市役所の担当者さんは良かったよね」となっても、新しく入ってきた方の資質によって全く変わってきます。2年で異動されると、新たに私たちが今までのことを教えてあげないといけない、ということを繰り返すわけです。そこに**中間支援の方がいて、公園の管理だけではない運営に携わって、市と市民との通訳になって一緒に公園やまちを良くしていく**ということは、**とても大事**だと思います。

でも、**中間支援の組織ができて中間支援の人が入ったことによって、逆にやりづらくなることもあるのではないかな、と危惧しています。**だから、「NPO だから任せちゃえ」というのではなくて、「この人にだったら任せられる」という部分が**非常に大事で、そこがなかなか難しい**のかなと思います。

町田：

今の内倉さんの言葉は、役所の中では市民活動協働課だとか、ナント力推進室というような組織があるわけですね。企画だとか政策部局だとか市長公室だとか。そういう所に付いている組織があって、そういう方々が市民活動をされている方々の窓口になって、通訳をする形で公園管理者の所に話が持ち込まれるという状況です。私も呼び出しを食うのは、大体企画系かそういう協働系の組織からで、公園の管理部局の方が横に座られるっていうパターンが多いんです。でも**やっぱり公園を管理している人も、そもそもこの公園という資源を、市民生活を豊かにするために、どういうふうに使っていくのかを、柔軟かく考えていく時代**になっていますよね。さっき辻野さ

んも1枚紙で説明されましたけども、ああいうことを前提にして公園管理、ハードウェアの管理も含めて、やらなきゃいけませんよね、ということなのかなと思います。

■しなやかな仕組み ～社会実験の場としての利活用、利用ルールの弾力化と公園条例の運用と課題～

町田：

今日は行政系の方が多いのか、いただいている質問はほとんど「ここはどういうふうにしていますか」という、ルールや制度の話です。どうしたら「しなやかな仕組み」ができるのか、という話なんですけど、まず公物管理法もそうですが、公共空間は条例や要綱などをもって管理されている。ルールがあるのが良いのか、悪いのかとかいうようなことが、実際はあるんだと思うんですよね。その辺で豊田市の東口駅前広場の事例。あれは条例があるのですか？

栗本：

条例は後追いで、新とよパーク（新豊田駅東口駅前広場）は今年作りました。東側はまだありません。

町田：

分かりました。条例のない公共的な空間の利活用を進めようとする、もともとルールがない所で利活用が進むのか、あるいは、ルールなんてなくても地域の人たちが持っている共通の慣習みたいなもので管理できれば、そのほうがよい、みたいな話があります。

葉山さんは、そういうルールについては、しっかりできている方がよいか、しっかりとしたルールはなくて緩くてもよいと考えるか、どんな感じでしょうか。

葉山：

まず基本的に条例というのは、なかなかいじれるものじゃないですし、1回決まった後、時代に合わないというようなことは、よくあると思うので、**条例以外の形でルールを決めて、それを時代に合わせて、できるだけ機動的に変えていけるとよい**のかなと思います。

ます。その中で、しっかり決めるべきものと、そこは皆で話し合っていきたいという、両方ともあったほうがよいという気がしています。

都市公園法は、その辺の解釈を柔軟にできるところが良いところでもあるので、それを別立てのローカル的な形で、地域の人と話し合っ変えていけるようなものであれば、ルールはちゃんと作っておいたほうがよいかなと。でも、**必要以上に固めすぎないほうがよい**と思っています。

町田：

使用料や占用料についての質問も多くいただいています。京都市さんは持続可能な公園運営の仕組みづくりとして北鍵屋公園で公募された企業と共同研究を行っていらっしゃるんですが、そういう場合も、減免をするとか、その基準などは、もともとあるのですか。

葉山：

行政としては安易に減免するのは、なかなか難しいと思います。ただ、例えば**社会実験の場合は減免していて、それは京都市が共催の形で「責任半分持ちますよ」という形にしているから**です。自治体の場合は減免されるという規定は、大体の所でよくあるルールと思うので、それに合わせて規定はしています。

ただ、S社とかになってくると、使用許可とかになってきますので、そこは規定に基づいて、肅々と、という形なのかなと思います。

町田：

大変多くの質問が寄せられているのが、新しい取組を実際にまちの中でやる時の地元への説明の仕方。いわゆる地元説明会のような定型なのかな、人を集めてやるような説明会なのか、その回数が違うのか、あるいは別の方法を講じられているのかなど、合意形成を図る上で、何か工夫はあるのですか。

葉山：

行政説明会はすべきではないと思っています。後付けでアリバイ的な説明会というのは、ネガティブチェックされますし、対等じゃないですよ。行政に対して説明を、責任を問うみたいな形になりがちなので。

よくやっているやり方としては、**皆で円卓を囲んで、皆がどういうことを課題に思っていて、どういうことをしたらその課題を解決できるかを、まずはボードに貼り出していくようなワークショップ**です。行政が説明するというよりは、それぞれの考えを聞き出す中で、行政的にはその課題解決策として「こういうふうにしたらよいと思うんです」みたいな話をする等、**会話のキャッチボールができる場をつくるほうがよい**と思いますし、そうしています。

町田：

「**しなやかな仕組みがどうあるべきか**」という話の中で、富永さんにお聞きします。指定管理者として、特に民間企業等よりも市民生活に近いNPO法人が立たれていると、しなやかな公園利用や、しなやかな市民との調整などについて、地方公共団体が管理している公園と比べて大きな効果があると考えてよいですか。

富永：

ええ、そう思ってやってきたので、そういうことなのですが、実際はかなり難しいです。だから、**NPO (Non-Profit Organization) のことを、私はよくぼやきながら、「Neutral Position Organization」というふうに言っていましたね。**というのは、「俺だ、俺だ」というような人が出てきて、「おまえは役所の回し者か」と頭ごなしに言いながら、自分のメリットだけを主張するような、例えば場所の先取りを我々にさせようしたり、何かの反対運動の頭目に富永を引っ張り出そうとしたり、**指定管理者をしていると様々なパワーが働くので、そこで一切**

「ニュートラルに、ニュートラルに」と貫き通すのは、かなり難儀な仕事でした。

でもそこを守らない限り、パブリックマインドを持ったニュートラルな中間支援になりきれない。もう余分な発言がなくなるところまで信頼を勝ち得たら、「New Public Organization」に進化できるのかなというふうに言っていました。

行政というパワーのある組織で、よろいを着てニュートラルに、パブリックなものはパブリックですからというふうに言うのは楽ですけども、浴衣掛けのような感じで、それを出したり引っ込めたり、ちらつかせたり、極力出さないように貫くというのは、刃の前に素っ裸で立っているぐらいの恐ろしさを日々感じたのが、最初の5年間ぐらいですね。でも、そこでぶれないで、ちゃんとやりきれたらよいですよ。その時に助けてくださったのは行政の人たちです。岩盤が表土である我々の後ろから、富永たちはNPO といっても、八王子市が認めた、指定した管理者なので、話を聞いてあげてくださいと言いきってくださる担当者がおいでの時に、そういう厄介虫の問題を突破することができました。

町田：

内倉さんにもお聞きします。昨年恵庭市で開催された全国都市緑化フェアという大きなイベントに関わられた効果、**通常の公園の利活用ではなかなか進まないことが、大型イベントの中で一気に解決したとか、よい方向に進んだということを感じましたか。**

内倉：

すごく感じました。あれだけ大きなイベントに市民が一丸となって取り組んだので、お花の関係者だけでなく活動した皆が、自分の持ち場で感じたと思います。**大型イベントは造園関係者だけでできるものではないから、いろいろな人の力が入ってできたことの**

成果の大きさは、これからまた何かある時に進む力になると感じました。

あと「人をもてなす」ことの大切さを**実感して市民一人一人のモチベーションがかなり上がった**のではないかと感じます。だからこそ、あんな大きなイベントは、7万人都市でできるようなことではなかったけれども、市民一人一人ができることで頑張ったという、その自負というか、その力は大きいので、これからまちづくりをしていく上で、とてもよい財産になったと思います。

町田：

ああいふイベント的な取組というのは、葉山さんの言葉にあった「ラボ」、実験場なのですね。イベントが終わって、また元の社会システムに戻りました、ではなく、イベントの機会をとらえて、しなやかな公園利用や空間利用などが進んでいく方向になればよいと、私自身も感じています。

それから、役所の仕組みや制度に関する質問もいっぱい来ています。栗本さんには、道路区域を外した行政財産をどこが所管・管理しているのですか、と。その辺はどうですか。

栗本：

新とよパークを例にすると、あそこはもともと道路法がかかっている所管は道路管理者だったのですが、それを除外した後は、まちなか全体のハード系を総括するようなポジションの都市整備課の所管になっています。

あとその延長線上でお話しますが、新とよパークは2020年にリニューアルしたんですね。普通はすぐに管理条例を設けろ、となります。その時僕は都市整備部長だったのですが、「今は管理条例は設けなくてよい」と言いました。条例を設けると、「新とよパークでこんな使い方がしたい、あんな使い方がしたい」と市民が来た時に、職員は条例の文言を見て答えてしまうからです。その人の目や話、マインドを見るのではなくて、文言を見て「良い・悪い」を決めてしまうので、「これは実証実験です」という形に

して、管理条例を作らなかったのです。そして今年の3月に管理条例を作りました。その管理条例のあり方が、こちらです（図14）。

都市公園法や都市公園条例のあり方はすごく大事で、今年8月に施行された**新とよパークの条例第2条には「市民等に自由と責任の理念の下」と書いてある**んですね。都市整備課がこの条例を作るにあたり、法務担当者が「条例で『自由と責任』という言葉を使うには、言葉の定義が必要です。自由とは何ですか。責任とは何ですか。」と、かなり突っ込んできました。でも、新とよパークは既に3年ぐらいい、現場で「（禁止看板ではなく）できます看板」を掲げて、自由と責任をもってやってきている実績があるので、最終的には法務担当者もこれをよしとしてくれたのです。

ですので、**公共空間は、法や条例の前段で、「使う人の自由と責任」という文言があると、かなり変わってくる**のかな、という事例を紹介させていただきました。

町田：

なるほど。質問の中に、事例紹介にあった広場の夜の監視カメラの映像のことも出されています。「利用時間外の使用などについてすごく困っています」、「利用者全体での意識変化みたいなことを目指す、具体的なよい方法があれば」というような質問があるんですけど、条例のそういう表現を使うことによって、職員のマインドチェンジも進むとか、そういう効果があるのかなという気がします。

栗本：

もともと豊田市の公園部局は、公園緑地整備課と公園緑地管理課だったのですが、数年前に**「公園緑地つくる課」と「公園緑地つかう課」**と名称を変えて、公園を作る以上は使うこともきっちり捉えて作ってください、作った以上は、永遠に使い続けるような管理をしましょうということ。組織名称を変えること

も、職員のマインドを変えることにつながるかもと。

町田：

葉山さんにもいっぱい質問が来ていて、「S社との共同事業について、具体的に教えてください」と、皆さん相当刺激を受けていらっしゃるようです。要は、**2,000㎡程度の公園であつても企業の参画が可能で、コミュニティづくりにプラスになるという事例が京都市のまちの真ん中で起こるかもしれない**、ということですね。

別の質問で、「企業が参画する動機は何ですか」ということで、地域課題の解決という言葉が、葉山さんの言葉にありましたけども、企業が参画の動機とし得る、もう少し違う観点があれば教えていただきたいんですけども。

葉山：

企業の規模や目的にもよりますね。パブリックマインドを持っている企業が最近増えていますが、参加する以上は、稟議を通すために収益も得ないと、という所もあったりする中で…。**社会実験レベルで言えることは、テストマーケティングや事業開発が公園できるということ、今まではそういうことができなかった公園で、そういうことにチャレンジできるということは、企業にとってはメリットに感じていただいている所が多いのかな**と思いました。

一方で、京都は割と、全国的にもローカル志向が強いというか、**地域の人たちと同じ目線で地域とつながることが、自分たちの信頼とか価値につながる**と考える志向があります。今は人手不足ですけど、Z世代などは、そういう姿勢をよく見ているので、**そういうことにちゃんと向き合っている企業にはよい人材が集まってくる**。そういうことも企業の人からすごく言われています。

なので、**単なる収益だけでなく、企業としてちゃんと社会と向き合っていることが長期的に見えると、価値の創出にな**

ると。一種の投資というようなニュアンスで言っている方々もいらっしゃいました。

町田：

企業も入ってきて、そのエリアの自治会への地元説明会はしないにしても、説明会に地元の自治会の有力メンバーが出てきているのか・いないのか。自治会に加入していない人に対しても、どんな工夫をして地域の方々と企業をつないでいるのか、ノウハウみたいなものがあれば教えてくださいませんか。

葉山：

まず自治会の会長さんなどには当然話しに行きます。ただ、公園というのは謎の「俺の場所だオジサン」的な方々も結構いらっしゃったりするので。そういう方々が自治会に入っていない場合は、コミュニケーションがなかなか取れないこともあります。**まずはその公園で、クレームが起きない形でスモールに何か事起こすんですね。小さなワークショップやイベントをしたりすると、かなりの確率で遭遇します**。その中でコミュニケーションを取っていくとか。

それから地域の人と仲良くなっていくと、そういう方の存在を紹介してくれるので、人づてにたどっていくとか。そんな**いろんな手を尽くして、いろんな関係者をつくっていく**ということをやっています。

町田：

次に「都市公園の一部を普通財産の位置付けに変えることで、制約が取り払われて、実現できることの幅が広がるケースが考えられると思いますが、その実現可能性はどうでしょうか」と、栗本さんにリクエストですが、私からお話しいたします。

普通財産、要するに「特定の目的に使わないような財産」にしてしまうこと自体が、そもそも考え方としては違うかなと感じています。それぞれの公共団体が持っている財産は、行政財産としてのきちんとした目的があるので、**行政**

財産のまま、どれだけ使いこなせるのか、何が妨げられていて何が妨げられていないのかを突き詰めて考えていく。それで行政財産のまま生かしていくというのが結論かなと、私はそう考えています。

その上で、都市公園法と公園条例の組み合わせは、本当にやろうと思えばいろいろできるので、都市公園法も変えていきますけれども、公園条例も部分的に変えたりして、積極的な利活用や、住民や団体の方々が参加しやすいような社会資本を目指してもらいたいと思っています。

あと残り6分あるので、皆さんからメッセージを1人ずついただきたいと思います。これから公園のしなやかな利活用を進めていこうとしている地方公共団体含め、公園関係者の皆さんに対するメッセージをお願いいたします。

富永：

このような現状を踏まえて、**今、私が多くの方に提案しているのは、「公園カルテを作りませんか」ということ**です。要は現状が寂れてどうしようもないのであれば、そういう状態であるという、公園の健康診断をちゃんとやって、そしてその隣に保育園があれば、保育園との関係性の中で使ってもらえるような処方箋を出していくような、ゼロポイントとしての公園カルテと、それを時系列でずっとまとめていって、どんどん喜んでいただけるようになるような仕組みを、**公務員の方々も人事異動にも耐えられるように、明確にフロー情報を時系列で残していけるような手法を開発しませんか**というふうに申し上げます。

内倉：

作ったものが寂れていくのは、見るに堪えないですね。そこで、公園自身がお金を生んでいくこともできるのではないかと、私もずっと長い間考えていて、Park-PFI等いろいろあるけれども、それに加えて、それぞれの公園がもっと魅力的になる方法というのも、地域に絶対あ

ると思うのです。せっかくある空間ですので、それぞれの地域に合った公園を目指してくれると、うれしいなと思います。あと富永さんみたいな中間支援組織があると、本当にやりやすいだろうなと感じております。

もう一つ福祉の関係で、お年寄りや子どもたちなどの交流の場も含めたものがぜひ必要だと思います。例えば、東京の「マギーズ東京」という、患者さんと家族の方が出会える場所のようなものも公園に入ってくると、なかなかいいんじゃないかなと感じています。

栗本：

僕からは、今日お聞きの地方公共団体の方に向けてのメッセージです。専門家を前に、ど素人がとんちんかんなことを言って、申し訳ありませんでした。皆さんが抱えている課題、問題というのは共通だと思っています。恐らく今日お聞きの皆さんは、意識の高い方々かなと思っています。そういう方々って、組織の中では孤立無援化しているケースが多いと思うんです。オンラインの方法もありますけれども、リアルな場でつながって、同じ問題、課題を抱えた職員同士が話すというのは、すごく大事だと思いますので、組織の中でめげずに頑張ってください。僕の所に何かメッセージいただければ、僕もお返しいたしますし、場合によっては、もっと突っ込んだお話もさせていただきますので、皆さん一緒に頑張りましょう。

葉山：

では僕は、逆に民間の皆さんにお伝えしようと思います。冒頭に栗本さんが、そして富永さん、内倉さんも「よい公務員もいますよ」と話されたと思うんですけど、今栗本さんがおっしゃったように、孤立していたり、突破できないことがあったりすると思いますので、そういうよい公務員を見つけた時には、後押ししてあげてください。民間の人に勇気づけられるというのは、すごく熱量が増していったりするんですよ。そういう公務員が民間の人から勇気づけ

られることで、庁内を突破する力に変えていける原動力になるとうれしいなと思います。

それともう一つ。やっぱり**楽しいというのが、公園の最大の強み**だと思います。楽しいからやってみようというマインドを期待するので、それを Park-PFI とか大きなことをやろうとすると、なかなか話が進まなくなったりするので、**小さく楽しいことを始めていくと、そこから仲間が増えていくんじゃないかな、と思う**ので、ぜひ民間の方も行政の方も、そういうことを実践していただければなと思います。

辻野：

今日のお話は本当に参考になりました。公園は、人と人をつなぐツールになり得ると思っています。公園と人をつなぐこともあるし、地域とつながる、そのハブになると思っています。

Park-PFI は、つながる一つの方法ですが、稼ぐ方向にばかり行っているという話もあります。それは否めませんが、ある自治体の方が「Park-PFI は民間のための制度ではなく、人と人をつなぐためのツールです」と言っていました。

もともと人のつながりとして公園のフィールドがあって、Park-PFI を導入して、さらに公園の外にしみ出してまちづくりに広がっている例があります。**「公園は人と人をつなぐもの」というマインドを皆さんが持てば、いろいろなことができる**と思っています。そのための制度があるので、誰かのためではなくて、人と人をつなぐためだと思えば、割とシンプルかなと思いました。

あと、これも質問にありましたが、公園ごとに違いますよねというのは、まさにそのとおりで、**公園が違えば公共性も異なるので、公園の違いを見極めることも重要**だと思います。社会実験は大きな実験と小さな実験があるでしょうし、そこを楽しみながらというのが、本当に重要だと思いますので、いろいろやっていただくのがよいのかなと思いました。

町田：

今日のメンバーもそうですし、現場の人たちとか、皆つながっていますよね。皆それぞれつながっていて、いろんなチャンネルを持っていて、そのつながりがいろいろ輻輳して存在する。そういうものが公園関係者の強みになっていけばよいなと。要するに、コミュニケーションがよく取れている状況をつくり出すということ。こういうセミナーもそうですが、そんなことも国土交通省でもやっていただきたいですし、公園財団としても取り組んでいきたいと思っています。

今日は長時間にわたり、お話を聞いていただき、ありがとうございました。



図 12：都市公園新時代
基本的考え方

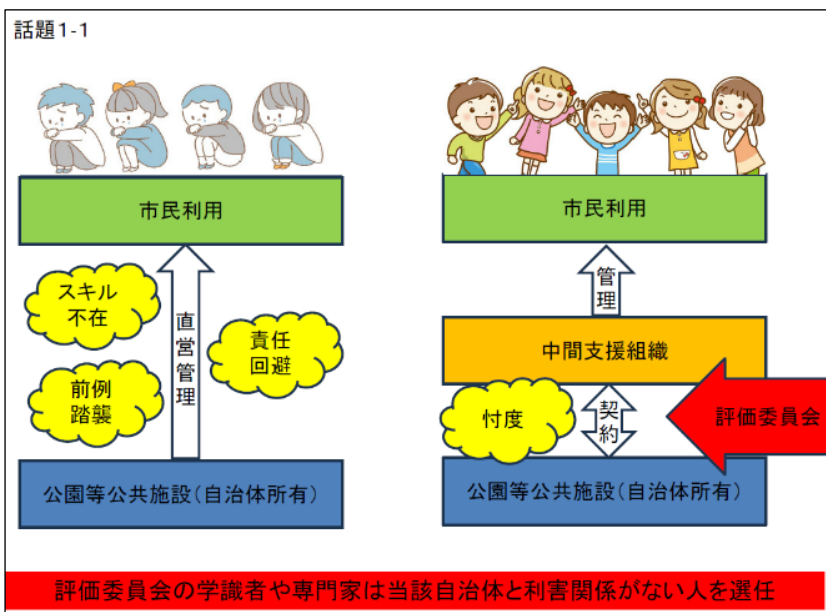


図 13：評価委員会等の
選任のあり方

豊田市新豊田駅東口駅前広場条例

(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、豊田市新豊田駅東口駅前広場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)
第2条 市民等に、自由と責任の理念の下、新豊田駅の周辺に存する公共空間を利用してもらうことにより、にぎわいの創出を図るとともに、市民等のまちに対する誇りと愛着を醸成するため、豊田市新豊田駅東口駅前広場(以下「駅前広場」という。)を豊田市若宮町8丁目7番地(道路(道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項に規定する道路をいう。))の区域を除く。)に設置する。

2 駅前広場は、次に掲げる区域により構成するものとする。
(1) コンクリートエリア北
(2) コンクリートエリア南

・ 条例で「自由」「責任」という言葉を使うには言葉の「定義」が必要。
で、「自由」とは? 「責任」とは?
・ 今回の新とよパークでの使い方が、法規上の「自由」に当たるのか?
「責任」は誰が負うのか? それがどこかに明記されているのか?
などなど、法務担当から指摘があり、調整に時間を要す

(3) 土地の形質を変更すること。
(4) 自然環境を破壊し、自然環境を損傷すること。

・ 使う人が、新とよパークの「他でできないことにチャレンジする」「多様な人の」これやりたい! が実現できるという目的を理解して、行動するために「自由と責任の下」は必要! と主張し続けて、文言を入れることを勝ち取る

図 14：豊田市新豊田駅東口駅前広場条例
(新とよパーク 条例)

【図の出典】
R5.12.21 開催オンラインセミナー
トークセッション発表資料